

は単にスクラップとしての財産価値がどの程度あるかを評価するしか道がない。したがって、英霊のことを考えてこれかというたてまえではない。昨年など国有財産局長も、このスクラップ価値として見るときは、その軍艦を爆破して、こわして上げるのが一番簡単だ。そうすると、英霊を爆破することになるという答弁もあったわけだ。非常につらい立場にあることを言うておりました。厚生省は援護局長から、英霊を大事にするためにあらゆる努力をはかってこの引き上げに努力したいという答弁がありました。そこで、いままでの上村副長官が、非常に誠意ある、総合的な対策を総理府で立てて、御期待にこたえたいという意味の御発言があったわけだ。したがって、このままでおいておいたら、恩給法の適用を受ける立場の英霊のおからだというものは、永久に日の目を見ずに海底のものとすなわける危険がある。国は金が幾らかかっても、スクラップとしての価値という点ではなくして、この機会に英霊の引き上げという意味から、南方諸地域の遺骨収集と同じような規模で、ひとつ国費を思い切つて投じて、引き上げ可能な艦船は早急に英霊本位でひとつ引き上げるべきである。こういう提案を私がしたわけだ。これに対して総務長官は、私の提案は、関係各省はそれぞればらばらにしておいたら、いつまでたっても片がつかぬ、この機会に総理府に何らかの機構を設けて、沈没艦船の引き上げ対策を総理府が総合的施策で、英霊本位でこれを強硬に推進するというお考えはないかという質問でございます。これに対して、総理府の思い切った施策を機構の上何かの形、あるいは行政措置、予算措置等をひとつ十分御検討していただきたい。それが一つ。

それからもう一つは、この国家のためになくなつた英霊を祭る靖国神社が、現在は宗教法人として一切国家的祭祀を受けることができないことになっている。このままの形で靖国神社を国家法人にすることは、非常に問題があるということに形がなつておる。憲法二十条と憲法八十九条

で、宗教関係の行事等に対する財政援助、こういうものに一つの制約がある。この機会に、靖国神社の宗教法人の性格を変えた形で、国家的規模による、祖国に生命をささげた方々を国家の予算で祭りを行なうような形の道をとる方法を、総理府はどう考えているか、その二つをお尋ねしたいわけでございます。ひとつ御答弁を願つて、これで質問を終わります。

○塚原國務大臣 質問は二つに分かれておると思いますが、第一問のほうは、私も受田委員と同じように、戦後二十一年以上たった今日、なお海底深く英霊が眠つておるといふこと、これはまことに耐えられないこととあります。ことに長い間軍籍にありました私といひましたし、まことに耐えられない気持ちで一ぱいでございます。今日までそれぞれの省がそれぞれのお仕事をなすつてきておると私は聞いておりますけれども、運輸省、あるいは厚生省、あるいは大蔵省等からも、それぞれの御発言があったようにありますが、私は、やはりそれぞれの省が中心になつてやること、これはもちろん当然進めていただくと同時に、総合調整という立場から、私のほうには内閣審議室という各省の者が全部集まつておる機構もございまして、この機構を十分活用して、総合調整の妙を発揮しながらこの問題に当たることが、いま一番適當ではないか。この新しい機関を設けるということが、はたしてとるべきかどうか、これは検討に値すると思ひますが、さしあたりの当面の問題としては、各省からお集まり願つておる方々を中心として、総合調整の役割りを果たしながら、関係官庁と連絡をとつてこの問題の解決に当たつていきたい。もちろん、予算措置についても、十分の努力を払ひ考えてございます。

それから第二の靖国神社の国家護持の問題につきましましては、前にも受田委員から御質問を私にちょうだいいたしましたことをよく記憶いたしておりますが、これは各党においても、特に自由民主党においても、非常に検討を重ねております。し、われわれも関係閣僚の間でもお話を進めて

おつたようなものでございます。憲法との関係もございするけれども、国家護持の立場から、この問題を解決するため前向きな姿勢で臨みたいと考えております。

○關谷委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○關谷委員長 これより討論に入るのであります。別な討論の通告もありませんので、直ちに裁決に入ります。

恩給法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○關谷委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○關谷委員長 この際、細田吉藏君外三名より、本案に附帯決議を付すべしとの動機が提出されております。

趣旨の説明を求めます。細田吉藏君。

○細田委員長 ただいま議題となりました自民、社会、民社、公明四党共同提案にかかる附帯決議案につきましまして、提案者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

恩給法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は次の事項について速かに検討の上善処するよう要請する。

一、外国政府職員、外国特殊法人職員の最短恩給年限をこえる職員期間及び抑留、留用期間の通算並びに最短恩給年限に達していた者が、外国政府職員、外国特殊法人職員となつた場合の職員期間の通算について、その早期実現に努めること。

二、最短恩給年限に達していた者が、琉球諸島民政府職員となつた場合における在職年の通算並びに内地の官公署職員から、琉球諸島民政府職員となつた場合における在職年の通算について、その早期実現に努めること。

三、傷病恩給証状等差調査会の報告の取扱いについて、従来の傷病恩給受給者の既得権が充分尊重されるよう配慮すること。

右決議する。

本案の内容は、先般来の当委員会における質疑を通じてすでに明らかになっていると思ひますので、よろしく御賛同をお願いいたします。

○關谷委員長 本動議について採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○關谷委員長 起立総員。よつて、本案について附帯決議を付することに決しました。

この際、塚原國務大臣より発言を求められておりますので、これを許します。塚原國務大臣

○塚原國務大臣 ただいま御議決のありました事項につきましましては、政府といたしまして、御趣旨に沿つて十分検討いたしたいと存じます。どうもありがとうございます。

○關谷委員長 なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましまして、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○關谷委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○關谷委員長 防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案、並びに防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案の両案を一括議題とし、質疑を行ないます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。
伊藤惣助九君。

○伊藤(惣)委員 最近の中東戦争、またベトナム紛争等の悲惨な争いは、いつ解決するか、この見通しもつかないのが現状であります。さらに中共の水爆実験が行なわれ、それに伴う核装備も現実の問題となつてきております。私は、このような不安定な国際情勢の中にありまして、わが国の安全保障という問題について、あらためて根本的な検討をする必要があるのではないかと考えるものであります。いまだ防衛問題に関する質疑は数々行なわれてまいりましたが、必ずしも明快な、納得できる答弁ばかりではなかったと思ひます。このような重大な問題こそ、国民の基盤の上に立つたものでなくてはならないと思ひますのであります。すなわち国民世論の合致というか、ナショナルコンセンサスを求めていくという姿勢を政府が示すことが、最も重要なことではないかと思ひます。そこで、私は国民の立場から、いままでの論議で納得のいかない点、明らかとなつていない点について質疑したいと思ひます。

今回提出されました防衛二法案の中に、自衛隊の予備勢力の確保のため、予備自衛官を六千人増員して三万人とするとありますが、この六千人の増員の根拠は何でありますか、お伺いしたいと思ひます。

○増田国務大臣 予備自衛官は三万人、それから三次防の末期におきましては三万九千名を適当とわれわれは認めておる次第でございます。ところが、いまだ予算はいただきましても、三万名の充員ができません。しかも、陸上自衛隊等は、いま充足率が非常に上がりまして、九〇%になりました。航空自衛隊は九八%というところでございます。海上自衛隊も同じでございます。そういうふうな充足率は上がりまして、予備自衛官は一〇〇%であります。その一〇〇%の予備自衛官をぜひとも六千名増員いたしまして、三万名にいたしまして、希望者が非常に多いわけでございます。自衛隊を退団した方に予備自衛官をお願い

するわけでございますが、財政、経済の事情等によりまして、いまのところは三万名で満足する、こういう線でございます。三万名をもって十分とは考えていないのでございます。三次防末期におきましては、三万九千名を御賛成願いたい、とりあえず六千名増員いたしたい、こういうことでございます。

○伊藤(惣)委員 たいだいまも発言ございましたが、さらに九千名増加する、このように増員計画があるものであります。どこまで予備自衛官をつくっていくのか、その構想をお伺いしたいと思ひます。

○島田(豊)政府委員 これは自衛隊の現在の人員充足の方針が、申し上げるまでもなく、志願兵制度をとつておるわけでございまして、他の諸外国と違ひまして、要するに予備兵力というものが十分確保されておらないということが、わが自衛隊の人員問題の大きな一つの問題になっておるわけでございまして。そういう意味で、従来から予備自衛官制度を設けましてそれに対する対策をいたしておりましたが、予備自衛官の制度は、現在のいわけの後方部隊で、有事においてそのまゝ行動できるというふうな状態でございます。やや定員の不足を生ずるような状況になっておるわけでございまして。その予備自衛官は、有事におきましてそういうふうな後方支援部隊を急速に整備をするというふうな必要がありまします場合に、これを投入するということを主たる目的としたしております。そこで、ただいま長官からお話ございましたように、二次防におきまして三万名の定員を確保するというところでございまして、諸般の事情のために、現在二万四千名でございます。今回お願いいたしております六千名の確保によりまして、一応二次防の目標が達成できるというところでございまして。そこで、当初われわれといたしましては、予備自衛官につきましては、毎年三千名ずつ採用するというところで三次防計画も考えておりましたが、六千名の確保が漸次ずれてまいりました関係で、三次防におきましては九千名を確

保いたしまして、総員三万九千名ということでございます。

そこで、将来の予備自衛官の規模としてどういうふうな見通しを立てるべきかということでございます。まず、これは四次防以降の問題でございます。いますけれども、まだそこまでは検討いたしておりませんけれども、先ほど申しましたようなわが国の志願兵制度における予備兵力の問題を考えたとき、人員充足の可能な限りにおいて、四次防の段階においても逐次ふやしていくということが必要ではないかというふうに考えておるわけでございまして。ただ、それが無制限に定員確保をするということではもちろんございせんが、その辺のめどをどの辺に置くかということにつきましては、今後四次防の段階において十分検討いたしたい、こういうふうな考えておるわけでござい

す。

○伊藤(惣)委員 同じように、陸上自衛官が約二万人もの欠員がありながら、さらに今回の三次防においては千五百名の定員増を生ずる、その真意が理解できないわけでございます。いままでもこれだけの欠員がありながら実際にやってきておるわけでありまして。そこで、定員を増加しなくても、欠員を充足するだけで間に合うのではないか、このように考えるわけでありまして。千五百人増員の理由について、長官にお伺いしたいと思ひます。

○増田国務大臣 伊藤さんの御質問は、常識的にはそう考えるのが普通でございます。そこで御疑念に對してお答えいたしますが、今度新しくヘリコプター団というものを組織し、またヘリコプター隊の新編をいたしたいと思つております。そういうわけで、陸上自衛隊についての御質問でございます。陸上自衛隊についてお答えいたしますが、陸上自衛隊の内容はそういうことでござい

ます。

一般に昭和四十年、四十一年度、それから四十二年度、合計いたしまして約四千三百人の増でございますが、航空と海上との充足率は、先ほど

申し上げましたとおり、九八%と一〇〇%に近いのでございます。陸上は八九・七、八%、ざっと申し上げて九〇%でございます。そこに約二万人の欠員があることは、御承知のとおりでございます。しかしながら、一面予算面からする、財政状況から陸上の自衛隊はこれくらいにしておいてくれというふうな要望も実はあります。そういうわけで、必ずしも一〇〇%予算をいたさないというところもございまして、これは内輪を正直に申し上げますが、いまま、陸上自衛隊の充足率は、だんだん盛んになってきております。そして曹の階級、昔で申せば下士官の階級、それから尉官以上の階級、昔で申せば将校の階級、この階級の充足率は一〇〇%でございます。今度千五百名ふえますと、曹の階級、それから尉の階級、佐の階級、これが相当充足されるわけでござい

ます。

それが定員が増になりませんと、たとえば一佐でやめたいという人が二佐でやめなくてはならない。そして自衛官となることを人生の目的とし、国の守りに任ずるといふことで一生終りたいという人が二佐で終わるといふことになりまして、一佐にならなければ、もう二年間つとめられるところがつとめられない。ともかくも曹以上の充足率は、一〇〇%近いのでござい

ます。そういう関係で、昇進関係や定年の関係が非常に行き詰まっております。その行き詰まっております関係を今回皆さまの御賛成によつて打開できるわけでございまして、ぜひともそういう事情を御勘案願いたいというので、私の答弁でございます。

○伊藤(惣)委員 たいだいま欠員のことについては、いろいろと諸般の事情、また大蔵省の予算の面というふうな話も聞きました。しかし、私は、この欠員が多いということは、ほかにまた原因があるのではないかと思ふ。そういう点について、どのような考えがあるか、伺いたいと思ひ

ます。

○増田国務大臣 それはこの法案を提案いたしました際に、たしか大出さんの御質問があったと思ひますが、待遇あるいは勤務の状態、福利の関係、そ

うい

うい

うい

うい

うい

うい

ういう点においても欠陥があるならば、どういう考えを持つておるか。総理大臣は、そういう方面に欠陥があるならば、前向きな姿勢でつづいて解決して、そして自衛官になることを誇りとし、魅力があるようにいたします、ということをお答えいたします。あのお答えをもつてお答えいたします。ことにきこまかなる各般の措置を講じまして、自衛官になる希望者が多くあるように、多くありませんと素質のいい者が出ませんから……何といたしまして希望者は相当多いわけでございます。その中でりっぱな資格者を選ぶわけで、相当の試験がございますが、やはり多くあるようにいたしたい。特に陸上自衛隊につきましては、ことに士の階級、陸士の階級、陸士長の階級におきまして、希望者が少なく欠員が多いのでございます。この方面のことにつきまして、被服の関係とか、あるいは宿舎の関係とか、その他給与の関係を積極的に解決してまいりたいと思っております。幸いにいたしまして、いまは九〇%まで、最近には急に上昇率が高まってきておりますというのを申し上げておきます。

○伊藤(徳)委員 国の国防の基本方針が決定されてから十年になりますが、この基本方針に示された四つの項目、その項目については、非常に抽象的であると思ひます。そのようなことが、国際情勢とは関係のあるものか、まああると思ひますが、また、この基本方針の裏づけとなるような資料があるかどうか。また、あるならば、その資料を提示して国民の説得が問題ではないか、このように考えるわけでありまして、その点についての見解を伺いたいと思ひます。

○増田国務大臣 昭和三十三年の国防会議の決定、すなわちあとで閣議決定になっておりますが、その四項目は、非常に私はよくできておる、今日改善する必要がない、何ら支障を感じておりませんし、この範囲においてわれわれは自衛隊というものを組織し、訓練してまいりたいと思ひます。よろしいと思ひます。欠陥というものをあまり感じていないのであります。

○伊藤(徳)委員 私は、この基本的な問題を見てまいりますと、この基本方針だけを国民に示して、そして一次防の次は二次防、それから三次防、何ら将来の具体的な構想を示さないで、自衛力という名のもとに軍備を強化していく、こういうことは、国民が納得がいけないと思ひます。この四つの基本方針について決定した十年後の今日、具体的にどういう効果があったのか、御説明願いたいと思ひます。

○増田国務大臣 私は、昭和三十三年に国防の基本方針が定められて、それから昭和三十五年の六月二十三日に安保条約が改定されました。改定されましたけれども、その三年前にきまりました国防に関する基本方針は非常によくできております。第四項のごときは、国連憲章第五十一条を受けております。国連憲章第五十一条が、それ以上は、やはりこれよりよい。各国はそれぞれ固有のあるいは集約的の自衛を防衛する権利があるものである、この線ののちとておりまして、別段支障を感じておりません。ただ、文言等は、その後、第二次防をつくることに同じく閣議決定をいたしました。第三次防をつくることに第三次防の大綱というものをつくっております。文章は多少の相違がございますが、内容は、昭和三十三年の国防会議決定に基づいた閣議決定と少しも変わりがないと考えておる次第でございます。文句は、最も効果的なというところがあつて、その効果的ということにこれは違ひはないかというのを御指摘の向きもございましたが、よくお読みになれば、文章を前よりもちょっとニュアンスを変えたというだけで、本質的には少しも変わっていないのであります。

○伊藤(徳)委員 いま答弁がございましたが、基本方針は変わらない、非常にけっこうである、こうおっしゃっておりますが、しかし、一次防、二次防、三次防、それぞれの国防計画、すなわち基本方針等から見ても、防衛整備計画を見てまいりますと、少しずつ変わっているわけですか。たとえば

一次防については、「国力、国情に応じた必要最小限度の自衛力を整備するため」と、こうあります。また二次防にあっては、「在来型兵器の使用による局地戦以下の侵略に対し、有効に対処しうる防衛体制の基盤を確立するため」という変わっております。さらに三次防では、「通常兵器による局地戦以下の侵略事態に対し、最も有効に対応しうる効率的なものを目標とする」と。このようにだんだんと変わっているわけでありまして、ここで考えますと、一次防の「最小限度」ということはなくなつて、三次防においては「最も効率的な」というように変わっている一つの自身です。私は基本方針の甘さと、何かまた政府が既成事実の積み重ねによつてだんだん拡大していく、このように思われるのですが、この点についてお伺ひします。

○増田国務大臣 伊藤さんにお答えいたしますが、昭和三十三年、いまから十年前の国防の基本方針の第三項に、「国力、国情に応じ、自衛のため必要の限度において効率的な防衛力を漸進的に整備する」とございまして、ますから、漸次整備することは、これは昭和三十三年と昭和四十二年とは変わっております。しかしながら、そのことは十年前にすでに文章でうたわれておるのであります。最も効率的と申しまして、最初のときに「効率的」と書いてあるのでございます。それは「最も」といつたつて、一応御常識でおわかりでございますが、最も効率的にはなつていないのです。最も効率的にいたしたいという願望だけでございまして、昭和三十三年に効率的になる防衛力を漸進的にやりたいということ、最初からうたつてございまして、少しずつだんだん上がつていくということを最初から予言してあります。昭和三十三年の国防の基本方針はよくできてゐるという感じでございます。

○伊藤(徳)委員 私はここで思ふことは、先ほど申し上げましたように、一つの基本方針をそのまゝ国民に納得しろといつても、日本の国情または日本の経済状態の中にあつては、国民はなかなか

か納得しないものだと思ふのです。そこで、そういう漸進的にやるといふならば、たとえば国防会議もあるわけでありまして、なぜ長期的な国防白書のようなものが出せないのか、その理由についてそれは伺ひたいと思ひます。

○増田国務大臣 国防白書を出すという考えがあるかというのを本会議で大臣さんからお聞きになりましたし、これは皆さんの御意見をやはり代表いたしておると思ひますが、長期国防計画という意味ではないように私は承つております。すなわち、国防の現状と将来の見通しといったようなことで、国民のコンセンサスを得るために何か出したらいけないかというふうな意見もあるわけではございませんが、何か出したいという意見もあるがどうかという御質問に對しまして、国防白書のごときものも、国民の同意と協力のうちに国防といふものは行なわれるわけでございますから、目下研究中でございますといふことをお答えいたしております。伊藤さんも、おそらく長期見通しで国防二十年計画なんといふことを言つておるわけではないと思ひますが、国防五十年計画、第三次防衛五十年計画といふのが三次防でございます。その三次防の現状等、それから各国の国防の状況等を正直に、客観的事実をわかりやすく国民に訴へるというふうなことにございまして、目下研究中でございます。

○伊藤(徳)委員 もう一つは自衛力の限界ということでありまして、かつて予算分科会におきまして長官にお伺ひいたしました、非常に何となく納得ができません、またはつきりわからないわけですが、国民からいふならば、あまいまいなように思ふわけですが、非常にむづかしい関係でありますから、それはつきりと線は引けないと思ひますが、しかし長官は、現状の国際情勢の中において、どの程度ぐらゐまでの自衛力、また限界を、四次防、五次防とありますけれども、どこまでをもつて限界と考えているか、その点についてお伺ひします。

○増田国務大臣 この前、予算委員会における伊

藤さんの御質問に対してのお答えが私のお答えなんです。そのときに明確を欠くというお感じをお持ちになったとすれば、もう一べん申し上げます。

やはりこれは常識でできる線でございます。常識というのは元来あまり明確なものじゃない。そこで国民の皆さまの持つていらつしやる普通の知識ということでございまして、普通の知識から申して、まず日本の自衛力をどれくらいにするかといふと、第一に国力、国情から制約を受けます。それでわれわれは国民総生産の1%以内にとどまっております。それから国民総所得から申しますと、一・二%くらいである。それからこの五カ年計画について申し上げますが、ベースアップが毎年毎年人事院からの勧告においてございまして、加え、加えて、うんと大きく見まして、物量の方は一兆円以内でございます。二百五十億のプラス・マイナスがあるだけでございまして、ベースアップのほうはプラスだけでございまして、そういたしますと、二兆六千億、それから五カ年の国民所得というものは経済社会発展計画によりまして二百二兆円ということになっておりますが、識者はそれを上回るであろう、二百二十二兆円くらいになるであろうと申しております。それからこの五カ年間の予算の見通しでございますが、予算全体は三十三兆円くらいになるであろう。本年の五兆円から五百億足りない線を加えてまいりまして、五カ年を加えておおよそ三十三兆円くらいであろう。そういたしますと、これは予算の8%を上回ることにはございせん。8%以下でございます。大体七・九%くらいでございます。総予算を三十三兆円と押えて、ベースアップを加えて二兆六千億というものを三十三兆円で割るわけでございますが、そういたしますと、八という字は出てまいりません。七・幾らという字でございます。二百二兆円で二兆六千億を割りますと一・三%弱という数字になります。二百二十二兆円というふうにおそらく国民

総所得は昭和四十六年末においてなるであろう。そういたしますと、一・二%という線になります。そういうわけで、国民総所得を八で割りますと、GNPで二兆六千億を割りますと、一%に満たない、こういう線が、自衛力の常識上の線である。きょうは具体的に申しましたが、常識的に見れば、国力、国情に應じという昭和三十三年にきめました線から見まして、おおよそそんな線でございます。自由諸国で大国でも小国でもこれくらいな自衛力しか持たない国は全世界にないということを申し上げておきます。最低でございます。

○伊藤(徳)委員 そのことについては、前にも申し上げましたように、日本の場合、軍隊ではないという面からいって、低いのが当然であると思

また三次防についてお伺いしますが、今回の三次防の大きな特徴は兵器の国産化であると思

○増田国務大臣 大体のことを申し上げるが、三次防末期におきまして向こうから安く買った兵器、援助された兵器等々と国産の兵器等と比べて半々になります。大体昭和四十六年度末、つまり三月三十一日までに半々になります。それから金額から申しますと、調達額は約九千億円でございまして、二兆六千億になったと仮定して、いまは二兆三千四百億、上下幅二百五十億円でありますが、そのうちの調達額は、ふえたといはしても二百五十億しかふえないです。それから、それをふえたとしてと申すわけでございます。それから九千億になります。九千億の約一割が外国から商業ベースで買ってくる武器と、それからFMS、フォース・ミタリー・セールズと申しまして、外国の政府から安く買ってくる武器とでございます。安く買ってくる兵器が三百億、あとの七百億くらいが商業ベースで買ってくる。

その商業ベースで買ってくる中にノーハウといったようなライセンスに対する対価というものがございまして。向こうの特許がございまして、その特許を買って、その特許の方式によって日本で生産する。その特許に支払う金も含めて一千億である、こういうふうにご覧になってお

○国井政府委員 大体長官から詳しく御説明申し上げましたので、そうつけ加えることはないかと思

○伊藤(徳)委員 いままでと比べますと、国内生産といふことになりまして、値段が高くなるわけ

○増田国務大臣 装備局長の発言を私が補足する

いはものによって二割というふうに落ちたものが純然たる国内生産、ただしこの純然たる国内生産と申しまして、末端の各部品メーカー、下請業者まで入って検討するわけにまいりませんので、主契約者の段階で検討いたしますと、大体そういうふうな形であるかと考えるわけでございます。

○伊藤(徳)委員 私ども、三次防を今度組みます際に、基本的な考えといたしましては、装備等につきまして自主的な調達体制というものをやはりもとにすべきではないか、これは、自後の維持整備という点から、国内に生産能力を持つということが非常に重要な点であるかと思

そこで、基本的に国産によることが根本の考えとしてあるわけでございますが、ただ、ものによりましては、非常に高い、経済的にべらぼうな差があるというふうなものは、これは十分検討して輸入に振り向ける、あるいは調達数量が非常に少ないために国内で生産するのが必ずしも適切でないというふうなものは、これはどこから入れるというふうな形になるわけでございますが、基本的には国内で生産能力を持つべきであるという考えでございます。その際に、価格の点等につきましては、自後の長期にわたる整備の段階、これを見通しまして、たとえばナイキ、ホークというふうなものにつきましては、今後の長い年月とい

○増田国務大臣 装備局長の発言を私が補足する

○増田国務大臣 装備局長の発言を私が補足する

○増田国務大臣 装備局長の発言を私が補足する

○増田国務大臣 装備局長の発言を私が補足する

○増田国務大臣 装備局長の発言を私が補足する

○増田国務大臣 装備局長の発言を私が補足する

ますから……。私は、日本が独立主権国家として、なるべく自主的に装備したほうが、最初は高くて、あととは部品等をまた一々アメリカなりスイスなりに買いに行くよりは、結局は安くつくんじゃないか、それから、補給ということも必要でございしますが、そういうようなときに、ちょっとやそっと、あまり遠いところでは間に合いませんから、やはり最初は高いようでございしますが、結局において、独立主権国家として、一つの誇りという点から見ましても、また経済という点から見て、また安くつくということで、国内における国防産業従事者にも勉強をしてもらう、またさせるべく監督をするつもりでございます。

けですから、つくるのか、つくらないのか、このことについてはいろいろな産業界からも声があると思います。その点についての御見解をお伺いします。

○増田国務大臣　国防の基本方針と国防計画の大綱は、国防会議に時々かけているということは伊藤さん御承知のとおりでございます。第三にきめられました産業等の関連の調整計画、これはまだめかけたことはございませんが、自衛隊法が動く場合に各省と関係する範囲の法律その他につきましてもまだ検討中でございます。

それからこの際明確にしておきますが、私は、非常時ということを使つたことはありません。

時間がありませんから次に進みますが、どうかよく防衛庁長官も、私も勉強しますから、重ねてその点のことを明確にしていきたいと思います。

防衛生産に関心の強いのは経団連である、これはもうあたりまえであります。この中に防衛産業委員会等、防衛産業界の政府への注文や要求がなされております。このような要望は今後もますます強くなっていくと思いますが、政府は防衛産業に対する基本方策についてはどのように考えておるか、この点の御見解をお伺いしたいと思います。

○増田国務大臣　先ほど私が、装備局長の答弁で

するよりな危険のあるようなもの、つまり外国に脅威を与えるというようなものは選ばない、そういう消極的の基準をしっかりと持っておる次第でございます。

○伊藤(惣)委員　これは私も常識的に考えまして、他国に侵略的、脅威的なF X というものがあると長官さうお考えでしようけれども、そういうものがどういいう機種にあるか伺いたいと思います。

○増田国務大臣　外国に脅威を与えないF X を選定します、F を選定しますと言ったほうがいいのですが、F を選定いたします。そのX はあくまでもまだX でございまして、これからがすなわちX

○伊藤(惣)委員 防衛産業の調整計画の大綱については、国防会議の第三号の中に、国防会議で決定するように法律で明定されているわけであります。なぜその点が実行されなかったかという点について御見解をお願いします。

し、非常時ということばは使いたくないのでございます。防衛出動時と、こういうことばに明確にしておきますから、伊藤さんの御質問の機会を借りいたしまして申し上げます。

そこで、いま国防産業というものは、全産業に

大体いいと思いますが、それに補足して申し上げたい。線と非常に関連があると思います。そこで、日本もでき得る限り自国で国防産業というようなものにはしっかりした育成をいたしたい、原則的にはそう考えておるわけでございまして、でございます。

でございます。またよくわからないのでござい
ます。私はCL 1010がいいか、F IIIがいいか、F 104
いいか、ミラージュがいいか、F 105がいいかとい
うことは、F 104まではこちらで購入をしたりし
て私も現物を見ておりますが、あとのことまで

○北村政府委員 防衛庁設置法六十二条第二項の第三号、「前号の」、つまり「防衛計画の大綱」です。「前号の計画に関連する産業等の調整計画の」とは、「大綱」、これにつきましても、防衛計画の大綱をつくる場合に、非常に一部産業を圧迫するとか、あるいは反対に、ある程度産業の波を見てこの調整をはかるとかいうようなことを特別に計画するものというところは、その防衛計画の大綱の中ではいろいろ考慮しています。しかし、独立にその特別の産業をつかまえて、その民需とそれから防衛庁で購入するものとの調整をはかり得る。防衛庁の調

占める割合は〇・五%でございます。その〇・五%のものであつて、産率協同というようなことばを使った人がございますけれども、これは国会議員じゃございませんが、そういうようなことを私どもまだ使いたくございませんし、将来も使いたくございません。しかしながら、ここに書いてございますから、その勉強はせんならぬ。いづれ調整の大綱ができましたならば、国防会議にかけたい。国防会議の事務当局でも、それぞれ事務官がおりまして研究しておりますし、私のほうでも研究はいたしております。

すから調達が九千億ございましたもその一部を外国に仰ぐだけでございまして、漸次その割合はできれば少なくしてまいりたい。そうして国防産業を別段、全産業に占める割合を大きくしようとは思いませんが、しっかりしたものにしてまいりたい、こう考えておる次第でございます。

○伊藤(惣)委員 F Xの問題であります、長官はいままで予算委員会等におきましては、爆撃機になるようなものは購入しない、このように言っておりますが、このような機種選定の基準といたうものがあるのかどうか、明確に示していただ

は本で読んだりするだけで、正直のところよくわかっておりません。

○伊東總委員 このFXの問題につきましては調査団を派遣する、調査団を編成して三回くらいにわたってアメリカ、フランス、イギリス、西ドイツ等を訪問して、そして機種を決定する、このように一部に報道されておりますが、長官としてはこのFXの決定をいつごろに考えておられますか、お伺いします。

○増田国務大臣 相当慎重に検討する必要があると思っております。よく新聞等に六月に調査団を派

達というものが現在大きい影響を与えているんじゃない。これは飛行機等特別なものは別でございますが、一般的にパーセンテージというものは平均して非常に少ないと思っています。それで、これなんかについての特別な大綱を国防会議で決定しておるといふことは、現在までございませぬ。

○伊藤(勉)委員　長官に伺いたいのですが、この点がいつも言われると思うのです。で、その調整された大綱をはっきりと法律で明定されているわ

それから、国防会議の議員というものは、御承知のとおり、経済企画庁長官も大蔵大臣も入っておりまするし、通常メンバーとして通産大臣も科学技術庁長官も、法律によるメンバーではございませんが、習慣上のメンバーとして入っておりますから、いずれはこの大綱ができました場合にはかけるということになりまするが、まだ大綱をつくるという段階ではございませんで、勉強中の段階でございます。

○伊藤惣一委員 この点が問題なわけなんです。

きたいと思ひます。

○増田国務大臣　基準というものは、常識的にはございます。他の委員あるいは議員から御質問がございましたときにはもお答えいたしました、外国の脅威となるような戦闘機はこれを選定しないということが第一でございます。それからF10と候補機種というものは相当ございます。CL10とあるいはF104とかF111とかあるいはミラージュあるいはF105とか――F105はどうか知りませんが、いろいろございしますが、外国を侵略

遭するとか、七月に派遣するということが書いてございますが、こういうことはどういうことだと私は部下を呼んで聞いてみたのです。こっちのほうで質問したわけです。ところがそういうことは考えていないという答弁でございました。そこで、私はまだ調査団派遣なんということを考えておりません。やはり机上でできるものならば机上で研究する。デスクの上ですよ。デスクの上で研究できないものについては、F104のときにも研究団が行ったわけでございますから、いずれ研究団

は行かなければならぬと思っておりますが、そう
いませいでやることは、慎重の上にも慎重を
重ねて審議する必要がある、こう考えておる次第
でございます。

○伊藤(惣)委員 そうしますと、これも少し質問
が早いかなと思ひますけれども、一応そのような報
道が一部にあつたわけですね。非常に関心があるわ
けです。その機種等についても、いままでの委員
会等においてこういう機種が一応予定になってい
る、こういう点でそういう機種があるわけですね。
その点の機種を教えていただきたい、こう思ひま
す。

○増田(憲)委員 名前を御指摘を願つて、ここに
石橋さんといふ方がいますが、まだ実は私自身
にわからぬ教つてゐる状態であつて、まづ
で、そこでF104、それからF105といふことはな
いでしょう。もう日本の立川、厚木等には米軍のF105
があるのですから、それ以上のものではないか。
つまりF105も対象になるかも知れません。それか
らF111であります。それからC1010——これは
「CLテン・テン」と言つてもわからないです。か
ら、「CL十番」と言つたほうがいいかもしれ
ませんが、C1010、それからミラージュ、これはフ
ランスのものらしいのですが、それからスウェー
デンに何とかがいふものがあるそうでござい
ます。その名前はさういふから教えていただ
くほうが——まだわかりませんが、研究だけは命
じております。そうして、およそ机上で研究し得
る性能等がわかるならば、何も向こうへ行つて名
前と工場をちゃんと見ただけで帰つてくるなん
て——そういう第一回のやつが新聞に出てお
りますが、第一回は三回ばかり見て歩くなん
て、三回ばかり見るくらいなら、C1010といふこ
とを書いておけばいいのでして、それ以上のこ
とは、向こうのほうからパンフレットやリーフレ
ットをいろいろ送つてくるでしょうから、こちら
にも専門家がおりますから、まづ研究は、一國を二
日や三日見るより實際乗つてみる。そしてその性
能なり、要するに他國に脅威を与へませんが、し

かし要撃能力の向上といふことは考へておるわけ
でございます。そういう見地から選びたい、これ
が大体の防衛庁長官の方針でございまして、それ
以上は、今度は専門家の連中が良心的に選ぶとい
うことにさせたいと思つております。私の方針と
いうものは、外國に脅威を与へず、しかも要撃能
力を向上する、こういう二つの方針で選べとい
うことを言つておるわけでございまして。

○伊藤(惣)委員 特にならぬ問題については、大体
一機が六億圓から二十億圓くらいする、このよう
に聞いております。過去におきまして、このF
Xにつぎましては、あのロッキード、グラマン事
件——事件と言へるかどうかわかりませんが、そ
のようなことが大きな問題となり、非常に國民に
不信の念を醸へつけたことがございまして。今回の
決定にあつては、嚴重にこれらの点を監視する
とともに、このようなことが再び起らないよう
に、政府は具体的にこのようにしてきめたい、そ
う考へるわけですが、その点の見解をお
伺ひしたいと思います。

○増田(憲)委員 お説はたいへんにごもつともで
ございまして。FXの選定につきましても、また他
の國防産業につきましても、りっぱな防衛武器を
つくるように、しっかりと防衛武器をつくるよ
うに、私は嚴正なる態度をもつて終始臨むつも
りでございまして。

○伊藤(惣)委員 次に、防衛産業と防衛庁とのつ
ながり、こういう問題についてはいろいろの週刊
誌また雑誌等にもそれらのつながりが世間から批
判されてゐる。また不明朗な關係があつてはなら
ないと思ひますが、長官はどのように考へてお
るか、その点をお伺ひしたいと思います。防衛庁と
防衛産業との關係、これについてお伺ひした
い。

○増田(憲)委員 これはたしか参議院の予算委員
会のとときに参議院議員のほうから御質問があつた
と思ひますが、衆議院においては御質問が初め
てであると思ひます。しかし、諸般の角度からの
御質問はございました。たとえば自衛官をやめた

ときに國防産業のほうにすぐ入つていくのはまず
いじゃないかといふ御質問もございました。参
議院においては、ある週刊誌に出た点をとらえて
御質問があつたことがございまして、その週刊誌
に出た記事等もよく調べてみますが、國防産業と
直接關係のない人が、昔の上官が國防産業に關係
のあるところの顧問である、しかしながら國防
産業に発注その他あるいは選定その他に關係の
ない部下が上官の誘ひであるから実費を払つて呼
ばれた、こういうことでございまして、しか
し、これもおもしろくない現象であるといふわけ
で、参議院において言明いたしましたとおり、綱
紀正上嚴重に処断をいたしております。

これから公の場合におきましても、私の場合
におきましても、あるいは自宅におきましても、その他
の場所等におきましても、いやくも妙な接觸が
あるといふようなことがあるならば、私は綱紀肅
正の見地から見まして、あらゆる官吏に必要で
ございまして、武器をつくる産業なんといふもの
はことに嚴重に公正な態度をもつて臨まなくては
ならないと思つております。そういう態度をもつ
て臨んでおりますし、これから後も臨む決意
と覚悟を持っておりますから、私の態度という
ものは、いまや相当末端まで徹底してゐるの
ではないかと思つております。増田防衛庁長官は
ちよつとおつかないぞといふところがやはり知ら
してあるんじゃないか、自衛官を相當愛しては
おりますが、変なことがあれば首が飛んでしま
うといふことは考へておるのではないかと——首とい
うのは別に生理的な頭と胴とがばらばらになつて
しまふのではなく、つまり本人の社会生活上の首
が飛んでしまふといふこととらへては、自衛官の末
端に至るまでわかつておるようには私は思ふのであ
ります。自衛官を非常に愛してはおりますが、
その点は非常にきびしい態度をもつて終始一貫臨
んでおるつもりでございまして。

○伊藤(惣)委員 昭和三十五年から四十二年の三
月までの退職自衛官民間会社就職一覽表というも
のがございまして、これは將と將補以上の者であ
りますけれども、相当多くの人たちが防衛庁契
約会社に再就職してゐるわけでありまして。いろ
んな問題はうわさだと思ひますが、しかし、それ
も顧問とかまた嘱託のような役についてゐる人が
非常に多いようでありまして。最近官僚の天下りが
問題になつてゐるあり方でもありますので、世間か
らいわれるような実態ではないかと思ひます。この
点を非常にとらへるものであります。長官からいま
答弁がありまして話を進めますが、いずれに
しても、就職先の役職が顧問とか嘱託とかになつ
ております者は——自衛隊法の六十二条の離職後
二年間は、離職前五年以内に從事してゐた職務と
密接な關係のある営利会社の役員または役員に相
當する地位に就職することを禁止されてゐるので
あります。そういう点について、なお一そうの長
官の決意とまたそのよううわさが起らないよ
うに、またさういふ具體的な方策があれば伺ひ
たいと思ひます。

○増田(憲)委員 いままで自衛官をやめまして國
防産業關係に入つておる者もございまして、法
規の命ずるところに従ひまして、慎重に審査いた
しまして、許可を与へたものでございまして。しか
しながらほんとうは——これは定年制その他も
ございまして、自衛官をやめた後には何もしな
くても残余の人生を送り得るというようないかに
思給法その他がなつておれば都合がよろしいと思
ひますが、その点が、太平洋戦争開始前と太平
洋戦争終了後とにおきましては、同じ恩給の額に
いたしまして——恩給といふものは元來退職後
の生活を保障するものであるといふことをわれわ
れは行政法で学んだつもりでございまして。そこま
でいっていませんものだから、営利会社にも就
職いたしますが、しかし、法の命ずるところに
よりまして、法に従つて嚴重に審査いたしまし
て、さうして許可を出してゐる、再就職をさして
おる、こういう状況でございまして。將來とも伊藤
さんの御指摘の点は十分注意をしまひたいと思
つております。

○伊藤(惣)委員 少し内容が変わりますが、昭和三十九年また四十年の会計検査院から出されております決算報告書を見ますと、うしろのほうに防衛庁関係の未確認額表というのがあります。その問題について、非常に説明があいまいであり、いろいろの問題点があるのではないかと思います。その点についてお伺いしたいと思います。――検査院の方おられますか。

○關谷委員長 検査院からは来ておりません。

○伊藤(惣)委員 それではわかる方からお答え願いたいと思いますが、大ざっぱな点は報告書にあるわけですから、できれば、非常に金額が大きいので、三十四年以来でありますから、一つ一つについて何の予算なのか、すなわち未精算、未納入品、お金を払っても納入されていない、しかも八年間もそのままになっている、こういうような実態でありますので、ひとつ詳しく説明していただきたいと思ひます。

○大村政府委員 ただいま御質問のように、会計検査院の検査報告というものが毎年出されておりますが、検査報告の末尾に未確認事項というのが掲記してございます。この意味でございますが、これはわれわれが長期の契約その他をやりまします場合に、前金払い、概算払いをやりまします、検査院が検査をなさった場合に、その精算が未了の場合には、まだ検査が終わっていませんよという意味で、それを未確認という整理をされております。そういう趣旨のものであるということをおつ御理解いただきたいと思います。

私どもが、今回の検査報告で未確認事項として掲記されております総額は、全体として四百九十一億円でございます。なぜこういう大きな金額が未確認になっておるかという理由でございますが、一つは御承知のとおり私どもの予算の中には二年ないし五年にわたる長期の国庫債務負担行為の予算というのがございます。たとえば四十二年度予算で申し上げますと、国庫債務負担行為が全体で約千億でございます。それから防衛庁の大型艦艇に

だけ認められておる継続費という制度があります。これも五年間にわたって制度を活用できるためになつております。私どもの大型艦艇は、たゞいま四年間の契約システムでございます。したがって、契約いたしました、それに対して前金払いとかあるいは概算払いをやりまします。やうな結果、その精算が終わりますのが五年先あるいは三年先という事態になりますので、その精算が終わるまでは、検査院は決算未確認というところで整理をなさいます。したがって、三年先、五年先に物が納められて精算が終わりますと、そこで決算の確認が行なわれる、そういうシステムでございますので、その中間におきまして、当然膨大な決算未確認というものが出てまいるシステムになつてまいります。

それともう一つ、そういう関係でございますのは、私どもは二次防衛期間あるいはそれ以前から四十年までに、アメリカから無償援助のほかに多額の有償援助物資というものを買い付けております。これは、発注いたしましたし入りますのは、当然二年なり三年かかるのが相当でございます。それから、アメリカ自身、世界各国に相当膨大な援助をやっております。したがって、アメリカ自身のそういう調達のはかに外国に対する調達補給の機関を持つておるわけでございますので、相当その受注量は膨大になつてまいります。そういう関係で、発注いたしましたし物が入りますまでに二、三年かかるほかに、物が入つてその精算まで実は数年かかるという事態になつております。したがって、古いものになりますと、三十四年のものが入つておるのですが、精算書が未着その他で精算が終わつていない、そういうものが相当ございます。そういう関係で、実は未確認事項というものが全体で四百九十一億という金額でございますけれども、国庫債務負担行為それから継続費によるものは、システムそのものがそういうことになつておりますものですから、特にそのこと自体に問題はございませんけれども、アメリカの有償援助物資自身は、アメリカ自身のそういう膨大な機構

との関連もございまして、なかなか精算が簡単に片づかないという点もあるわけでございます。それにいたしましたし、古いもので三十四年のものが残つていゝというところは、非常に私どもとしては事務の整理上困りますので、公式には外務省ルートを通じますし、かつまた、アメリカにこそ専門に私どもの職員を四名駐在させてございまして、かつまた、調達のこれに当たつております調達実施本部から担当の職員を毎年一回はアメリカにこの整理促進に派遣いたしましたし、そのつと数十億円の整理を行なつてまいつておる現状でございます。

○伊藤(惣)委員 理屈ではよくわかるのですが、たとえば三十四年度については、十七件で四億六十三万二千元、通信機器及び航空機用機器、こういうような品名になつておるわけですが、できまして、この品名と向うの会社名で、三十四年、三十五年、三十六年、三十七年、三十八年とございまして、その点についてお伺いしたいと思ひます。順序を追つて申し上げますので、最初に精算書未着の分についてお願いいたします。

○大村政府委員 三十四年に十七件、四億六十三万二千元、通信機器、航空機用機器関係でございます。これは精算書未着でございます。中身のこまかい点につきましては、装備局長のほうから御説明申し上げます。

○國井政府委員 非常にこまかいものになりますのであれでございますが、三十四年についてだけ申し上げますと、たとえばファイア・コントロール・システム、G2コンパス、航空機部品等が、三十四年精算書未着のものでございます。

○伊藤(惣)委員 要するに品物がきてないのですね、未着ですか。

○國井政府委員 ものによりましていろいろございまして、物が入りましても、精算書というものをあとから送ってくるわけでございますが、これがまだ届いてないということになりまして、たとえば一括幾つかの数量を発注いたしましたし、一部精算書だけがないために全体が未整理という

形になつておるものが、相当あるわけでございます。そういうこまかいものにはなるわけでございますが、そういう状況でございます。

○伊藤(惣)委員 これは三十五年、三十六年、三十七年、三十八年とございまして、これについて一括して説明してください。できれば向こうの会社ですね。それから何に装備するのか、何に使つたのか、その点についても教えてもらいたいと思ひます。

○國井政府委員 いま相手方の会社というお話でございましたが、これはFMSという形で米軍から入れておるものでございます。

それから、精算書未着の分をさらに三十五、六、七、八年というところで申し上げたいと思ひますが、三十五年につきましては、同じくファイア・コントロール・システム、その他航空機関係の部品、カメラ、あるいは航空機関係の無線機、音響武器関係の部品というものがございまして、三十六年の分でございますが、それは航空機関係の部品、それから同じくファイア・コントロール・システム、短魚雷、教育訓練用の機材、砲弾等がございまして、それから三十七年分でございます。同じくファイア・コントロール・システム、短魚雷、航空機部品、航空機用の通信機用部品及びジュリー装置というふうなものでございまして、それから三十八年、これは航空機用部品、高射砲部品その他でございます。これを見まして、航空機関係の部品が各年度にわたつておるということでございます。

○伊藤(惣)委員 続いて物品未納入の分についてお願いします。

○國井政府委員 未納入の分につきましては、三十四年でございます。三十五年分が航空機部品、それから三十六年は、砲弾の一部、航空機部品、それから三十七年分、航空機部品、短魚雷、装軌車用の部品、砲弾、それから三十八年につきましましては、航空機部品、サイドワインダーの訓練弾その他、一部砲弾等でございます。それから装軌車部品がございまして、なお、先ほど精算書未

着と申し上げました分は、物が入っておりまして
精算書がついてない、こういうものでございま
す。ただいま申し上げましたのが、物品未納入の
ものでございます。

○伊藤(總)委員 この三十五年度の未納入分の航
空機部品というやつですね、四十三万三千円とこ
ざいますが、これはどの航空機の部品ですか。

○國井政府委員 海上自衛隊関係のS2F関係の
ものであったと思いますが、その部品でございま
す。

○伊藤(總)委員 それでは続いて、精算手続中の
もの、またクレームの未解決のものを説明願いた
いと思います。

○國井政府委員 それでは引き続き、精算手続中
のもの並びにクレーム未解決のものを続けて申し
上げたいと思いますが、精算手続中のものは、三
十四年度航空機部品、三十五年度同じく航空機関
係の部品、三十六年度は補給のカタログ、それか
ら短魚雷、航空機部品、通信電子関係の部品、測
定機等がございます。それから三十七年につぎま
してはM61ガン、それから補給カタログ、航空機
部品、ヘルメットというものがございます。それ
から三十八年は、M61のガンとカメラがございま
す。

それから最後に、クレーム未解決のものでござ
います。これは三十五年からでございます。修理
用の部品でございます。それから三十六年は砲
弾の一部、それから航空機の部品、三十七年は通
信電子関係の部品でございます。三十八年は航空
機用部品、こういうことになっております。

○伊藤(總)委員 非常に古くて、しかもまた大
ざっぱな説明でありますので、主としてそれにつ
いて検討はなかなかむずかしい問題であります
が、しかし、会計検査院の不当指摘事項、さらに
また、この問題等については、検査院からたびた
び注意があった。三十九年度においては何ら説明
をしないで、未確認額表が提出された。四十年
度で初めて説明を補足したと、このようにもいわ
れております。私は、このような会計検査院の指摘

について、どのように考えるか、その点について
お伺いします。

○大村政府委員 お答え申し上げます。ただいま
指摘とおっしゃったわけですが、会計検査院で検
査報告を出されず場合に、非違不当事項につき
まして指摘事項というものが、検査報告の大半を占
めるわけでございます。その場合に、先ほど申し
上げましたように、四十年の決算はかくかくし
かじかであったけれども、検査が完了してないの
がたまたまこれだけあるよという意味での付表を掲
記されておられるわけでございます。そのこと自体
に対して特に検査院が指摘云々という点ではない
のでございます。ただ、先ほど申し上げましたよ
うに、制度のたまたま上こういふものが出てくる
のはやむを得ない、目録債務負担行為とか継続費
とかいふものは、これはやむを得ないものでござ
いますけれども、米軍から有償援助で買付け
ておりますものについて、相当古いものにつぎま
しては、私も事務の整理が非常に困りますもので
すから、これにつぎましては、外務省の公式ルー
トを通ずることはもちろんでございますが、専門
の駐在員を四名常駐派遣いたしまして整理いたし
ます。毎一年一回はこれが処理に当たってござ
います。毎一年そのつと数十億円の促進整理を行な
うて、毎年そのつと数十億円の促進整理を行な
うて、そういうことでございます。

○鈴切委員 関連。三十四年度から今日まで長い
間未確認事項があるというところは、これは問題だ
と思うのです。それで三十四年度あるいは三十五
年度の国民所得に占めるところのパーセントと
いうものは、かなり大きいものがある。それをそ
のまま今日まで未確認事項としておられるというこ
とに対して、長官はどういう態度で今後お臨みにな
るつもりなんです。その点。

それからもう一つ、次期の戦闘機をきめるの
に、長官は、他国に脅威を与えないような機種を
選ぶと、こういうふうなお話であったのですが、
まるっきり脅威を与えないような戦闘機はたし
てあるであらうか。脅威を与えないのと抑止力と

は、どういう関係があるのか。その点長官に伺
いたい。

○増田國務大臣 会計検査院の関係上、それから
アメリカ政府なりアメリカ軍との関係上、なかな
か確認がおくれている点につきましては、会計検
査院の指示もあつたわけでございますし、これか
ら後も厳重に促進をはかるように督促するつもり
でございます。

それから戦闘機を選び方でございますが、要す
るに他国に脅威を与えないということはどういう
ことか、それは抑止力と関係があるかどうか。抑
止力というものは、つまり侵略がないようにする
力を抑止力と私は考えております。諸外国で
いうように、全世界に武力的紛争がないような抑
止力とまでは考えておりません。わが四つの島に
侵略がないようにという範囲でございまして、抑
止力ということばは、大体翻訳しゅうございま
すが、日本のことばでもございます。じゃやます
る力、侵略がないようにじゃやまする力、こうい
う範囲で選べば、おのずからそこに鈴切さん、良
識というものが出てくるのではないでしようか。
あと、この武器はどうだ、あの武器はどうだ、い
やしくも武器であつて脅威を与えない武器はない
という話でありますけれども、私はそんなことは
考えないのです。一応客観的に、脅威を与える武
器であるかどうかというところは、わかると思ひま
す。それから客観、主観がわからないときは、
手ぬぐいでも武器だと言ふ人がありますが、
そんなばかかなことはないものでありまして、出刃
うちよりも武器だなんて言ひますけれども、これ
はそんなことはないのです。これは外国に脅威を
与えないことは明瞭でありますから、やはり客観
的にきまらる。客観、主観、どうも不明瞭な線だけ
は主観できめていって、われわれは抑止力として
使うだけであつて、絶対に向こうさまに脅威を与
えないようにその武器を使う、こういう……ど
うも明確を欠くと言ひますけれども、やはり知識
の平均の水準を常識というのですから、その常識
の水準で、鈴切さんも常識を持っていらっしゃる

し、やっぱり良識できめていったら——良識とは
何ぞやといわれても、これは困つてしまうので、
あとは文部省へいって聞くということになります
けれども、お互いに良識の範囲できまらる。しかし、
第一に武器が脅威を与えるかどうかは、客観的に
私はきまらると思ひます。客観、主観のわからない
線は良識できめていく、こういうことであります
。

○鈴切委員 いま常識でと言われたのですが、そ
の常識で考えた場合、抑止力というのは、相手が
日本の国に攻めてきたときに完全にやられるなと
いう、そういう相手方が脅威を感じるからこそ効
果があるのではないでしようか。ですから、脅威
と抑止力とはうらはらのものであるということ、
それを防衛庁長官はいかにことばのあやでうま
く逃げられるけれども、私はそう考えます。この
点いかがですか。

○増田國務大臣 鈴切さんの御質問はすべて妥当
であります。いまの点はちょっと妥協を欠くと思
ひます。と申しますのは、外国に脅威を与える
というものは、外国へ侵略をしていく、そういう脅
威というものでございまして、どうも日本に出刃
ぼうちやうがあつてぐあいが悪いなというよう
なことは、これは絶対に脅威ではございませ
ん。外国が日本に侵略せんとするときにじゃやます
る力、これが抑止力でございます。だけれども、こ
れは脅威ではないのです。どつかの国が、どうも
日本の自衛隊というものはおれの国を攻めてくる
なあ、相当の武力を持っているなあというふう
に思われるものだったならば、持たない。それは脅
威というのでございまして、脅威と抑止力とはう
らはらだというふうな考えではないのでございま
して、どつかの国が、全世界に武力的紛争が起
きないような抑止力ということばを使つてい
るもございまして。そんな抑止力ということばでは
ございませんで、われわれは、外国が日本に侵略し
てくるときにじゃやまになる力がある、それがじゃ
やまして日本を攻めてこない、でございませ
う。日本の国が守られ、一億の国民がまくらを

十三機、その程度を購人いたしたいと考えております。

○武部委員 お聞きいたしますと、大型はバートル107型三十機、中型はH U 1型ですか、五十三機、こういうことのようにありますが、大型のバートル107型というのは、一体搭載人員は一機に何名ですか。

○島田(豊)政府委員 二十数名でございます。

○武部委員 そうしますと、いまの説明でいきますと、大体一機で一個分隊の人間が乗れる、したがって四機で一個大隊、バートル107型の三十機フルに運搬をして二回往復すれば、大体一個連隊、千名の輸送が可能になるというふうに理解していいですか。

○島田(豊)政府委員 三次防におきますヘリコプターの整備構想につきましては、わが国土の地形の関係、また外国におきますところの空中あるいは地上におきますところの機動力を強化するという趨勢にかんがみまして、地上の自衛隊員をできるだけ急速に要所から要所に運搬をいたしまして、単なる人数、人の頭数だけではありませんで、それをさらに何倍かに活用するというふうなことを考えておるわけでございます。

ただいまの御質問の大型ヘリコプターの構想でございますが、御指摘のように、普通科の一個連隊を大体二回に分けて、二回で往復できる、往復といいますが、運搬できるということを考えておるのでございます。

○武部委員 中型のH U 1五十三機は、どこへ配置する予定ですか。

○島田(豊)政府委員 各方面隊に——まだ編成いたしておりませんが、方面ヘリコプター隊というふうなものを編成いたしまして、この構想といたしましては、各方面隊の中におきまして、普通科の一個中隊程度の人員を二回で要所から要所へ運搬する、こういうことを考えておるわけでありまして。

○武部委員 わかりましたが、さらに伺います。バートル107型の航続距離、それからH U 1型の航続距離、これをちょっと伺います。

○島田(豊)政府委員 お答え申し上げます。

大型ヘリコプターの運用方法といたしましては、大体中央の一つのヘリコプター団を編成いたしまして、これによりましてそれぞれの戦闘地域に一個連隊を二回ぐらいいに分けて輸送するとして、その航続距離は大体——いまちょっと正確な手持ち資料はございませんけれども、二百五十キロ程度は行けるといふふうに考えております。

○武部委員 わかりましたが、大型の三十機を中央に団として設けるといふ。先ほど申し上げましたように、現在のヘリコプターは、そうすると、今度三十機の大型バートル107型の配属される基地はどこですか。

○島田(豊)政府委員 現在第一ヘリコプター隊に霞ヶ浦にございますが、これを団にいたしまして人員を増強しますと霞ヶ浦では間に合いませんので、いまのところ——いまのところ申しますか、三次防におきましては、木更津にこれを持っていきたい、木更津基地に団を編成いたしたいというふうに考えております。

○武部委員 さらに輸送機十機、現在十機はC 46だと思いますが、その本隊は美保にある航空団、木更津にも46の輸送機がある。そうすると、このヘリコプターの団が初めて中央に設けられるわけでありまして、この46の輸送機はどういうふうになりますか。さらに十機の購入を輸送機としてやりたいというのですが、これはC 46なのか、それとも違った機種なのか、これをお伺いしたい。

○島田(豊)政府委員 現在、御承知のとおり、C 46の基地は美保にございまして、木更津にもその派遣隊を持っておるわけでございます。ヘリコプター団が木更津にまいりますときにおきましては、現在木更津のC 46の輸送機部隊を入間に移すという計画でございます。なお、輸送機の十機につきましては、YS 11を六機、それからあとの四機につきましては、現在開発中でございますところのいわゆるC X次期輸送機、これを整備する計画が四機というところでございます。

○武部委員 大体わかりましたが、いまの説明を

聞いておりますと、二次防までの間にヘリコプターというものはほとんど出ておりません。したがって三次防で急に八十三機、さらに輸送機十機を追加する、こういうものが出てきたわけでありまして、ただいまの輸送機の内容等を見ますと、まさに空飛ぶ陸上自衛隊、こういうようなことが想定されるわけであります。一体三次防の中において、なぜヘリコプターというものがこういふふうになつてあらわれてきたのか、そのヘリコプターを八十三機設けるに至った根本的な理由は一体何か、それを伺いたい。

○島田(豊)政府委員 三次防の作業をいたします場合に、二次防までのわが自衛隊というものの現状というところにつきましていろいろ分析いたしまして、その欠陥、弱点というふうなものを三次防期間中においてできるだけ是正し、これを保持していきたい、こういうことで、一つは要撃におきます防空能力の向上という問題、それから海上自衛隊におきましては、非常に弱体でありました周辺海域の防衛能力を向上するということを柱にいたしたわけでございまして、陸上自衛隊におきましては、御承知のとおり装備全体が非常に老朽化しておりますので、これを更新し、近代化するということが一つの大きな事業でございますが、と同時に、現在の自衛隊の勢力というものをできるだけ活用するという意味におきまして、地上におきましては、人員輸送の装甲輸送車、空中におきましては、ヘリコプター及びその突貫輸送をなしますところの固定翼の輸送機、こういうものを整備することによりまして、自衛隊をさらに一そう向上させるというのをねらったわけでございまして、陸上自衛隊は、御承知のとおり移動、機動性におきましては非常に鈍重な性格を持つものでございまして、それに機動力を与えるという意味でヘリコプターの構想というものを打ち立てたわけでございます。

○武部委員 現在ベトナムでヘリコプター作戦などが行なわれておるわけでございます。そういう面でのヘリコプターの現実問題としての効果というものが相当広く宣伝をされ、また国民大衆の中にもヘリコプターというものの認識が相当深まっているように思われます。これはあとで問題になると思いますが、日本の国内においてヘリコプターの部隊が出動をして、直接、間接侵略等について、どのような内容をもってこれの効果があるというふうにご考えておられるのか。たとえば、中型は各五方面隊に分割をして置く、しかし、現実には中央団というものは三十機一千名がいつでも移動できるような体制がこの東京のすぐ近くに置かれておる。こういう点を考えると、その目的とするものは、いまおっしゃったように、何か通常自衛隊の戦力が鈍いので、ヘリコプターによって早速に移動ができるようにしたい、これだけではないように私は思うのですが、この点について何かお考えがありますか。

○島田(豊)政府委員 陸上自衛隊の任務は、御承知のとおり直接、間接の侵略に對しましてわが國を防衛する、その場としては、陸においては陸上自衛隊が行なうわけでございまして、どういふふうな事態にも対処し得るだけの配備なりあるいは人的な面での整備なりというものをしておかなければならないわけでございます。ただ、日本の国土の中におきまして、各方面隊とも一律にすべてのものを増強し整備していくということはなかなかむずかしいわけでございまして、あらゆる事態——どこに對しまして間接や直接侵略が生じてもそれに対処し得る、こういうふうな効率的な自衛隊というものを造成をしていく必要がある。そういう意味におきましては、機動力の増強というものは、人的な面における一つの節約にもなるわけでございまして、また、これは適時適地に人員を輸送し得るという意味において対処力も非常に増強し得る、こういうふうにご考えておるわけでございまして、そういう意味で中央に団を置きまして、やはり部隊を適時に適地に適切に運搬する、また各方面隊におきましては、それぞれの中心である程度の機動性を發揮できる、こういうふうなことでこの構想がき上がったおるわけでござい

います。
○武部委員 それじゃ今度は長官にお伺いします。

自衛隊法の条文の中に、自衛隊の行動として防衛出動と治安出動があります。防衛庁設置法の六条二項の中に、防衛出動の可否については国防会議の承認を得なければならぬ、こういう明文があります。治安出動については、設置法六十二条二項の五、この中に入っているというふうに理解していいものか。それとも治安出動はそういう条文に入っていないのか、おらぬのか、その点について明確な答弁をいただきたい。

○増田国務大臣 武部さん、防衛庁設置法の六十二条じゃないかと思えます。そこで、六十二条には、防衛出動に関しては国防会議の議を経て総理大臣が決定する、こういうことになっております。したがって、防衛出動以外の治安出動は間接侵略その他警察力をもってしては対処できない、こう総理大臣が認めた場合に、総理大臣の命令によって治安出動が行なわれるわけでございまして、もとよりわれわれ総理大臣の補助者たる者の進言、補助によって総理大臣が慎重に決定するわけでございします。

○武部委員 私が言ったのが違うのですか。六十二条第二項の五の中に「その他内閣総理大臣が必要と認める国防に関する重要事項」という項目があります。いま長官の言われた六十二条二項の四に「防衛出動の可否」というのが確かにあります。ありますけれども、治安出動についてはないから、それは五の中に加わるのかどうか。

○増田国務大臣 六十二条と言われたのを六条二と言われたように聞き違いました。お説のとおり六十二条に書いてあるわけでございまして、その他国防に関する重要な事項というふうに治安出動の場合は考えていないのでございします。

○武部委員 そうなると、治安出動は、内閣総理大臣が一存で、現状を自分なりに判断をして治安出動を命ずる、ないしは治安出動を準備させる、そうして国会が開会されておらぬときには

二十日以内に事後承認を求めればいいんだ、その程度に治安出動というものを考えますか。

○増田国務大臣 武部さんのおっしゃる、一存で独断でというようなことは、ちょっと当てはまらないことではございまして、あらゆる情勢を内閣総理大臣と各省大臣が慎重にやられると同様に慎重に調査し、勘案し、研究し、検討した上で、この治安出動というものは一般警察力をもってしては間接侵略その他の事態に対処できない警察力の補助的活動として治安出動を総理大臣が命ずるわけでございします。

それから独断とおっしゃいますけれども、国会開会中の場合は、二十日以内に臨時国会を必ず召集したしまして承認の手続を国会に求めなくてはならないわけでございします。

○武部委員 防衛出動については国防会議の承認を得なければならぬ、これはこの設置法に明確に書いてあるわけでありまして当然であります。が、治安出動については、その条文によれば、いま長官言われるように「間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもっては、治安を維持することができないと認められる場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができ」としたが、それはいまおっしゃったように、あなたに御相談になるか、それは別に、国防会議なりその他の既設の機関にはからないでもできると明文になっておるわけです。ですから総理大臣の独断でそういうことができる危険性があるのではないかと私は質問をしておるわけであります。

○増田国務大臣 これはあくまでも間接侵略あるいは国内の種々の治安上好ましくない現象であつて、警察力をもってしては対処できないという場合に、補助的活動として治安出動が総理大臣から下命されるわけでございまして、独断というわけではないのでございします。その際には、もとより国家公安委員会等とも総理大臣は相談をいたし、また総理大臣の補助者として私が国家公安委員会とも十分連絡をとるわけでございまして、

要するに行政官庁という立場において——行政官庁というのは総理大臣をピラミッドの頂上とする行政官庁でございします。その総理大臣が出動を命令したしまして、そうして二十日以内に、国会開会中の場合には臨時国会を召集して承認の手続を求めるといふわけでございしますから、独断独断とおっしゃいますけれども、どうも独断ということばが、たとえ農林大臣が農林行政をいたしておることは独断だというふうなふうにおっしゃられると、やはりピラミッド的な官庁といたしましては、これはピラミッドの頂上にいる者が責任を持つて、そうして国会に対して憲法六十六条の規定に従って責任は全般的に負うわけでございします。これは、憲法六十六条のみならず、七十八条の規定に従いまして国会の承認を得る。承認がなければ事後において効力を失う、こういうわけでございしますから、何か独断という悪いことをするのうに見えますが、どうも、そういうふうな感じのする独断ということばは、私どもは避けていただきたい、こう感ずる次第でございします。

○武部委員 あとで事後承認を求めたつて、これは何にもならぬのです。すべて事が済んでしまつて、あとでそれは承認を受けなかつたから、それで出たものが消えるかという消えるわけでもないでしょう。ですから、私どもが心配するのは、治安出動なる名において、少なくとも「間接侵略その他の緊急事態」というのはまずどういふ事態をいうか、それから伺いたい。

○増田国務大臣 「間接侵略」とは、一國もしくは数國の援助を受けまして、あるいは使賁扇動を受けるか、あるいは国内にゲリラ部隊が起きるとか、あるいは内乱、暴動のごときものが起きる、しかもその大規模なるものを私どもは間接侵略といつておると思ひます。そうでないと、間接といふことはないので、ただの内乱でございします。もし国内に治安攪乱現象が起きたという場合に、間接といふものは外国が間接に日本を侵略するということとでございしますから、一國もしくは数國の外国とすることが前提になります。それから「その他の

緊急事態」というのは、外国と何ら関係のない暴動、大騒擾であつて、警察力をもってしては——両方ともそうでございしますが、警察力をもってしては対処できない、治安の維持ができないと認められた場合に、国家公安委員会とも十分連絡をとつて、ということとは八十五條に書いてありますから、ですから独断独断とおっしゃいますけれども、方々の役所と連絡をとつて、そうして国防会議にはかけませんけれども、十分に慎重なる検討を加えた上命令が下るものと私は解釈しております。でございしますから、どうも独断ということばは語弊があるんじゃないか、その点は御修正を賜わらば幸甚の上ないわけでございします。

○武部委員 どうも修正するわけにはいきませんが、さらにそれでは質疑を続けます。

三十五年六月の安保騒動の起きたときに、練馬の首都警備第一師団が、内輪で治安出動の準備をしたというふうな報道が一部にされておつたわけでございしますが、これは事実でございしますか。

○島田(豊)政府委員 三十五年の安保騒動のときに、第一師団が治安出動に関する準備をしたというふうな事実については、私は承知をいたしております。

○武部委員 それでは重ねてお伺いいたしますが、三十五年安保騒動が起きたその年の秋に治安行動草案なるものがつづられた。内容も非常に詳しく一部には報道されておりますが、治安行動草案なるものがつづられて、現実にそれがいまあるのかどうか、それを伺いたい。

○中井政府委員 三十六年の二月、三月にかけまして、国会で当時そういうものがあるかどうかというところで論議されたことはございします。その草案につきましては、陸上自衛隊の部内限りの訓練参考として草案という形のものでございします。で、その後鋭意部内において検討を加えつつ、現在部隊における基礎的な行動の研究とか、各学校における関係事項の研究などの成果を織り込みまして、成案には近づいてゐるのが現段階でござい

います。それは治安行動教範というような名前になつていま案としては考へてゐるものでござい

○武部委員 そうしますと、三十五年の五月の自衛隊の治安出動に対する防衛庁訓令第二十五号そのものは、現在も生きてゐるというふうに理解していいわけですか。

○中井政府委員 昭和三十五年五月四日、防衛庁訓令第二十五号、自衛隊の治安出動に関する訓令というものは現在生きております。

○武部委員 そうすると、治安行動草案なるものは、ただいま言われました訓令第二十五号以外には、防衛庁としては正式なものはないというふうにおっしゃつておるのですか。

○中井政府委員 先ほど、先に御説明いたしましたのは、自衛隊の隊員の動作あるいは部隊の指揮、運用等に関して教育訓練の準備を示したものであるものでございまして、現在審議をしてゐるものでございまして、後ほど申し上げましたのは、自衛隊の治安出動に関する訓令として、治安出動時の手続等をきめてゐるものでございまして、

○武部委員 本年の二月ごろに、朝日新聞が通算十五回ばかり、自衛隊と称する一連のものを新聞に発表いたしました、非常に詳しく各自衛隊特に陸上自衛隊の内容について報道がされました。われわれはそれを見て、国民の皆さんもおそらくさうだと思ひますが、内容を見て実に驚きました。

たと思ひますが、そのことといたしまし私が言う治安行動草案なるものととの関連があるわけですから質問するわけですが、本年の二月二十五日の朝日新聞の自衛隊という項目の中に、治安行動草案なるものを想定をして、暴動が起きた場合どういうふうにして鎮圧をするか、軽易なる装備を有する暴徒、これは竹やりや刀剣を持ったもの、強力なる装備を有する暴徒とはピストルや小銃、猟銃、こういうものを持ったもの、それを相手にして訓練をしてゐる。まず、相手を倒すには、その指揮者を狙撃兵が狙撃をしてまず倒す、こういうふうなことが新聞記者に語られておるのであります。これは新聞

を見ていただければわかることですが、それにはつきりと書いてある。そういう訓練をいふのは治安出動の内容として、暴徒の幹部、指揮者を狙撃をして倒す、そのあとは軽微なるものについてはピストル、あるいはまた、強力なるものについては飛行機まで出る、こういう治安行動なる訓練がされておると報道されておるのであります。

先ほど聞きました訓令第二十五号には、そんなことは一つも書いてない。だとすると、三十五年の六月以降、あの安保騒動以降において、自衛隊の中に治安行動草案なるものがつくられて、その項目に従つて、いま言うような狙撃兵がどうだとか、ガスがどうだとか、こういう訓練が非常に活発に行なわれておるといふことが報道されておるわけですが、これについて防衛庁の見解を承りたい。

○中井政府委員 すでに警察予備隊以来、国内の治安の維持に当たる任務というものは、ずっと続けて課せられております。それに従ひまして、国内の治安の維持のために必要な訓練というものは、教範がまだ未制定ではありますけれども、現在までも続けられております。その際に、具体的ないろいろな訓練にあたつて必要とするような各種の事態というものは、それぞれ考えに入れながら、それに対処した行動の要領をずっとやつてゐることは事実でございまして、

○武部委員 したがって、いま私の質問に対して否定はされなかつたと思ひます。だとすると、もう一項目、各師団の中において、治安活動と称して、年間最低四十六時間、特に練馬の首都警備師団の第一師団は、年間四十六時間の約三倍の時間をかけて治安活動についての訓練を行なつておる、こういうことが、私どもの耳に入つておるわけでありまして、また、さらに各連隊に百人前後のレインジャー要員というものが置かれておつて、それが養成され、その目的は要人の警護とか現行犯の逮捕とか、そういうことを目的として訓練をされておる。これも新聞に明らかにされておるところであります。そういう点について、防衛庁は

それを認められるかどうか。

○中井政府委員 レインジャー訓練につきましては、普通科の各部隊でできる限り普及するようにな、現在も訓練をされております。

それから治安行動に關係をした訓練も、それぞれ時間を示して、基本教育あるいは練成訓練をそれぞれやつております。

○武部委員 私の質問に答えてないわけですが、いまの各師団が年間四十六時間程度、特に東京の練馬の第一師団はその三倍、そういう治安活動の訓練をやつておるといふことは事実ですか。

○中井政府委員 首都の治安を確保する任務を与えられております第一師団につきましても、治安行動に關係をした訓練の時間をふやしてゐることは事実でございまして、

○武部委員 それではさらに、自衛隊の市ヶ谷の部隊に中央資料隊あるいは中央調査隊なるものがあるはずであります。現実には存在をしておれば、その存在をしておる事実と人数をちょっとお伺ひをしたいと思います。

○島田(豊)政府委員 陸上自衛隊の中央資料隊、中央調査隊、こういう部隊は現に存在しております。それぞれの自衛隊の任務を遂行するに必要な各種の情報を収集、整理をする、また調査をするといふことが任務でございまして、その調査隊員なり資料隊員の数でございまして、陸上自衛隊の中央調査隊につきましても六十名、中央資料隊が二百二十九名でございまして、

○武部委員 中央資料隊の任務は、国内外の防衛警備情報の収集といふふうに理解していいか。それと中央調査隊といふのは、自衛隊の隊員の士気なり思想調査を目的としたものだというふうに理解してよろしいのですか。

○島田(豊)政府委員 中央資料隊につきましても、これはいろいろの公刊された資料を収集いたしました、それについての分析、検討を行なうといふのが、主たる任務でございまして、中央調査隊、これは外部からのいろいろな働きかけに対しては自衛隊自体を防護する、あるいは秘密の保全を確

保する、こういうことを調査隊の任務といたしておるわけではございまして、要するに、自衛隊を秘密から、あるいは外部の働きかけから防衛し、防護する、そのために必要な調査を行なつておるものが、中央調査隊でございまして、

○武部委員 三十五年の安保騒動のときには、治安出動といふものはございませんでした。私は、冒頭からヘリコプターの問題を質問したのでありますが、それに関連をいたしましたいろいろ調査をしてみますと、自民党の安全保障調査会の編集になる「日本の安全と防衛」という膨大な冊子の中に、日本の労働組合その他大衆運動、こうした問題についてのあらゆる想定がされております。それと間接侵略ないしは治安出動の原因となるべきその他の緊急事態、この内容について、いろいろの想定がなされておるのであります。われわれから見ると、まことに然然とするような内容でありますけれども、そういうものを一連考へてみると、先ほどの中央資料隊といひ、中央調査隊といひ、さらには練馬の第一師団の治安行動草案の内容、さらにはそれらの具体的な演習の実態、そういうことから見て、特に一九七一年が三度防

の最終の年になつておる。来たるべき安保騒動といふものは一九七〇年、こういうことを考へてくると、この間に一連の關係があるように思われるのでございまして。ヘリコプターが今回一千人、二回にわたつていつでも出動が可能になつておる。特に木更津と東京の付近に置かれてゐる、こういうことをいろいろ考へてみたときに、これは一連の治安出動に対する準備の体制ではないかと想像できるのであります。一九七〇年は、前回の一九六〇年よりも相当大きなデモンストレーションが行なわれるのではないかと、いふようなことすら、巷間いろいろ伝わつておる、こういうときに、治安出動の名をかりてそうした大衆運動、労働運動に對する弾圧といふか、介入といふか、そうしたことが予想されるような事実が、私は冒頭申し上げたような種々の事例を通じて考えられる向きがありますが、これについて防衛庁長官の見解を承りたい

いと思います。

○増田国務大臣 ヘリコプター団の御質問から始まりまして、御意見を含めた御質問に對しましてお答え申し上げます。ヘリコプター団というものを置きたいということは三年前から頼んでおるわけでございます、ようやく今回の予算で皆さの御賛同を得たわけでございます。もともと、予算は毎回通っていますけれども、今回この定員法改正によつて——防衛二法と申しまして、主として定員法改正でございますが、定員法改正によつて、ヘリコプター団が充実されて、非常に陸上自衛隊の機動力が増加する。動きの悪い陸上自衛隊では意味ないですから、そこで動きのよい陸上自衛隊、こういう意味合いにおきまして、ヘリコプター団を若干ふやしたい。八十三機なんというのは、私から見れば若干でございます。きわめて若干でございます。

それから治安出動の点につきましては、独断ではないというようにございましては、私も力説いたしました、あなたは御修正にはなりませんでしたが、心の中では大体肯定されておるのではないかと私は思いますが、この際特に御修正願いたいの、来たるべき安保騒動ということをおなにはおっしゃられたけれども、そういうことをあなたの方から御発言になることは、ちょっと穏やかならぬ御発言だと思います。あなたは安保騒動をなさるのですか。私は、このことを回答をかねて御質問いたします。

○武部委員 防衛庁長官の挑戦を受けまして申し上げますが、一九六〇年の経過は御承知のとおりであります。しばしば国会でも論議をされておるわけでございます、あなたの方の態度いかんによつてそういう結果になる、こういうことをひとつ答弁しておきます。

次は、先ほど公明党の伊藤君からも質問がありました。十三個師団の陸上自衛隊の増員の問題であります。十三個師団の陸上自衛隊が現在おるわけでありまして、御承知のように二万人欠員だ、その欠員の原因について、いろいろ本会議でも大出君

の質問にお答えになつておるようでありますが、残念ながら二万名についてはほとんど動きが変わりません。先ほど、少し充足率がいいとおっしゃったけれども、ちょっとぐらいいいことで、たいしたことはない。そうなつてくると、そういう事実の前になお自衛隊の増員をされようとするのか。充足率の一〇〇%のほうにのみむしる重点を置くべきではないか、こういうふうな考えます。置かざるでしよう。現時に、これまた本会議、さらには予算委員会でも問題になりました市町村段階における適格者名簿、このことについては、淡谷委員のほうから非常に詳細にわたつて質問がありまして、速記録を讀むと、防衛庁長官の答弁は、ほとんどの射を射っておりません。御存じないようであります。しかし、現実に、市町村段階においては、この事務でたいへんな迷惑を受けておる。したがつて、この際適格者名簿をとることについで中止をする意向があるか、この点について、二つお伺いしたい。

○増田国務大臣 武部さんに私から一応お答え申し上げます。不足の分は政府委員に補足させます。まず、二万名の欠員、欠員とおっしゃいますけれども、従来はお説のとおりでよかったのであります。現在は、陸上自衛隊の欠員は一万六千六百六十名でございます、前は八六%ぐらゐの充足率でございましたが、最近向上いたしました、先ほど八九・七%と申しましたが、これを訂正いたします。九〇・三%、そういうふうな充足率は向上いたしております。そこで、自衛隊員と各省の国家公務員と比べるとなつてございまして、この役所でも、九五%ぐらゐのものでございまして、五%ぐらゐは欠員があるということ、良識の所有者である武部さんにおつてお認めのとおりであります。そういう見地から見ますと、海上自衛隊と航空自衛隊は九八%といふから、よほどよろしいわけでございますが、陸上自衛隊は従来充足率が悪かつたものですから、なかなか財政当局が認めてくれないわけですね。定員はそれだけであるけれども、金はそれだけ出さぬぞというこ

とで、九二%ぐらゐを目標にするようにしか、なかなか予算を出してくれませんが、われわれの成績がだんだんよくなりまして——ほんとうは昭和四十六年末九二%という予算しか出してくれないしかけになつております、いまの三次防の二兆三千四百億をもつては、そこで、これだけ充足率がだんだんよくなるのだから、ひとつ九三%くらいにしてくれぬかというのを私も申し出るつもりでございます。それから、幹部要員等はほとんど一〇〇%でございまして、そこで幹部になれる者が一つ下で終わつてしまふ。定年もございまして、二年よりいつとめられる者が、五十歳までつとめる者が、四十八歳でやめんならぬ。そういうようなことで、今度の定員増は四千三百名余でございますが、そういうような異動の関係で非常に困つておる者は、約六千五百名でございます。その六千五百名の方が、せつかく自衛官を希望しながら、自分の所期のところまで昇進できずに終わつてしまふ。人生の目的として自衛官を志しながら、中途はんばでやめんならぬというやうなことも多々あるわけでございます、どうぞ皆さの御賛同を得まして、防衛二法を通していただきまして、六千五百名の方が、自分たちが人生の目的として自衛官を志した、その志を全うできるように、また兼ねて——兼ねてというよりも、主目的は国家の守りでございますが、国家の守りに任ずるといふやうな使命を果たすことができませんように、御配慮あらんことを切に武部さんにも陳情申し上げておきます。

○武部委員 充足もたいへん必要だと思つて、あんなやりつきになつて、何でもかんでも数さ集めればよいというやうなことで、質の向上どころか、質がますます低下をして、先日の新開紙上で取り上げられるのです。自衛隊の犯罪は非常に多い。ですから、集めるだけが能ひなのですよ。ですから、そういうことにもぜひひとつ心がけていただかなければならぬ、こういうふうに考えます。

そこで、この問題について私は先ほどからいろいろ質問をいたしました、どうも治安出動、治安警備という名のもとに現在の自衛隊がやつておる具体的な行動、演習、訓練、そういうことを見ると、常に、何か自衛隊が日常民衆と敵対的な立場に立つて、その鎮圧を訓練しておる、暴動だといふことで訓練をしておる、こういうふうな自衛隊のあり方の現状に、若干危惧の念を持たざるを得ないのであります。同時に、暴動鎮圧を常時訓練をしておる、こういうことは、自衛隊に對する国民の信頼感がわくといふことにはならぬと思ふのであります。あの新聞記事は、よく讀んでいただきたいのであります。たしか十五回にわたつて載つております。具体的に幹部の皆さんが新聞記者に発言をされる、それをみんなテープレコーダーにとりながら慎重にものを言われて、あれだけ出ておるのです。いまの狙撃兵の問題にしたらつてさうですよ。竹やりを持った者にはこれだ、あるいはそれ以上のピストルを持った者にはこれだ、そういうやうな暴動鎮圧の訓練が非常になされておる、こういう点について、あまり明確な答弁はありませんでしたが、私もそれは見たときに、治安活動、治安出動といふ名をかりて、大衆運動なりそういうやうな労働運動なりを弾圧する意図が政府にあるのではないか、こういう点を若干危惧を持っておるから、きょうは質問をしたのであります。この点について、最後にひとつ明確な答弁をいただいて、次に移ります。

○増田国務大臣 まあ私がしろうととして考えたときに、自衛隊が訓練をし、練習をして、まさかのとに——自衛隊の任務というものは国防が主でございます。そのときに七十六条が発動されただけじゃ何にもなりません、役に立つ国防の実をあげて、国家国民の御期待にこたへる。そのために訓練をしておる時間は、一年におよそ二千八百時間だと思つております。それに対して、この治安出動というものは四十六時間平均という、あなたがよく御勉強で御指摘の時間でございますから、御指摘のとおりでございます。そこで練

馬部隊等は、首都の治安に万一の場合には任ずる。この万一とは、警察力をもってしては不十分と認めた場合ということでございます。やはり内乱とか暴動とか、その他治安上好ましくない現象というものの対処する主たるものは、警察でございます。第一に警察で、その補助者として出動する。しかし、補助者として出動するのは従任務と

いいますか、主任務はやはり国防でございます。主従の関係、その従の任務の場合に、練馬が四十六時間よりもよい訓練をしておられることは、いま教育局長が答弁いたしましたからそのとおりでございますが、まずそれくらいはやはり訓練をしておきませんと、治安出動した場合に何ら役に立たない。第一は、七十六条の防衛出動が命令されたときに役に立たないものではだめでございますから、その方面に一生懸命訓練をいたしております。従任務として治安出動した場合に、四十六時間かける二プラスアルファぐらいなこと、まあ百時間ぐらいじゃないかと思うのですが、しろうとから考えて私は申すのですが、二千八百時間のうちで、百時間かりに練馬がやっておる。よその自衛隊は四十六時間である。それくらいやっておくと、治安出動という場合は、府県知事から要望される場合がある。その場合は府県会に承認を求めなくちゃならない、こういう規定も同じ自衛隊法にあるわけでございます。そういう場合に役に立たないようなことではしようがない、やはりお役に立ちたい、こういうところで忠実に一生懸命訓練をしておる。よろしいと、こういうことを武部さんからほめられていいのじゃないかと私は思います。

○武部委員 これは見解の相違ですから、これでやめます。

次に、三次防の中において戦闘団を新設する意向がありますか。現在七編隊ですか、七つありますね。

○島田(豊)政府委員 航空自衛隊でございますか。

○武部委員 そうです。

○島田(豊)政府委員 これは一〇四部隊七個飛行隊。これは三次防体制でもずっと維持していくつもりでございます。

○武部委員 それでは、具体的な問題に私は触れて質問をいたします。したがって、航空輸送団のある美保基地は、三次防の中においてはどのような計画がありますか。

○島田(豊)政府委員 美保基地は、三次防におきましても、従来どおりC46の輸送航空団の基地として使用していくつもりでございます。

○武部委員 そうしますと、現在、御承知のように、あの美保基地は、滑走路のそばを国鉄が通っておりまして、離着陸にいろいろ問題点があるところでありまして、C46の必要とする滑走路の長さは約千五百と私は承知をしておるわけですが、現在千八百メートルの滑走路があるわけでありまして、先般地元の報道によれば、防衛庁は、百八十メートル接地点を海側にずらして、それでC46の着陸にはなおひとつ安全がはかれる、このように近く官報に記載をするということが出ておりましたが、いづれ記載するので

○島田(豊)政府委員 現在、着地点を変更するという手続につきまして運輸省と手続をやっておるところでございます。いつそれを実施に移すかというところは、いまのところはまだ明確ではありません。

○武部委員 そうすると、百八十メートル接地点をずらすということについては、大体考えておる。ただ、運輸省との関係で、いつ官報に記載するかということについてはまだきまつていない、そういうふうに理解いたします。

それから、滑走路のいたみが非常にひどい。したがって、滑走路の修理をおやりにいたしますか。

○島田(豊)政府委員 これはこれからの問題でございますけれども、一応三次防計画といたしましては、現地の滑走路が非常に荒れておりますので、それについての最小限の整備、補修をやる必要

要があるのではないかとこのように考えております。

○武部委員 その場合に、滑走路の角度を十ないし十五度振るといふようなことが若干言われておるようですが、それは事実でありますか。

○島田(豊)政府委員 御承知のとおり、進入正面のところに下に駅がございまして、その駅があるための危険の防止につきましては、現在まで自衛隊の基地と駅との関係において十分連絡をとりながら安全を確保してまいっておるわけでございます。今後の問題といたしまして、滑走路面を補修いたします場合に、そういう問題についてどういふふうに対応していくか、ただいまお話しのように、駅との関係において若干角度を変更するかどうかというふうなことも含めまして、これから検討いたしますところでございます。その辺についての方針はまだきめておりません。

○武部委員 わかりましたが、それでは突き詰めてもう一つ質問いたします。かりに角度を振る場合、現在の基地内滑走路の長さは千八百、C46は千五百あればいい。したがって、かりに滑走路を修理するその間に、飛行機の飛ぶ区間を保持するためには角度を若干変えるということも考えられるわけですが、基地内において角度を変える、したがって基地外にそれが出るというふうなことはない、かように理解していいですか。

○島田(豊)政府委員 その問題は、まだこれから検討問題でございます。

○武部委員 基地内だけで滑走路を変更するということを、私も聞いておるわけでありまして、したがって、もし基地外に出るとするならば、片一方は海で、片方は民有地しかない。その場合に、民有地をたとえは買収して基地を延ばすというふうなことを考えておられるのですか。

○島田(豊)政府委員 まだその辺のことはこれからでございます。したがって、民有地を買収するとかいふようなことは、いまの段階では何とも方針がきまつておりませんので申し上げられませ

ん。

○武部委員 重ねて質問しますが、滑走路の長さを延ばす必要はないというふうに理解してよろしゅうございませうか。

○島田(豊)政府委員 滑走路を延長するという計画は、いまのところございません。

○武部委員 わかりました。

それでは航空祭について質問いたします。航空祭というものが各基地で行なわれておるようでありまして、この美保基地で先般まことに盛大な、おそらく基地始まって以来の盛大な航空祭が行なわれた。これは防衛庁がこういう点について具体的な指示を与え、また許可を与え、その計画について承知の上で航空祭を実施されたかどうか、それをお聞きします。

○海原政府委員 自衛隊の各部隊が催しますところのいま御指摘の航空祭のような行事は、それぞれ基地の部隊長限りで実施いたしております。

○武部委員 そこで私が伺いたいのは、今日まで美保基地は長い歴史を持っておりますが、三万人もの観衆を動員して行なわれたのは、この航空祭が実は初めてであります。そうしてその際に、格納庫の中に夢の美保空港と称するパノラマが、大きなものがつくられたのであります。そういう点を御存じでありますか。

○海原政府委員 現地から送られてきました写真で承知いたしました。

○武部委員 ここに写真がありますが、この写真を見ますと、夢の美保空港、こういう大きなパノラマがつくられて、その写真によると、現在の千八百メートルの滑走路が中海——これは新産業都市に指定をされました中海です。ここに約一千メートル滑走路が延ばされて——その付近は全部埋め立てをされておるのであります。これは一体だれの権限で、だれの責任でこういう滑走路が一

千メートルも海に延ばされて——付近のほうには大きな埋め立てがされて、現在の民間航空のターミナルは、全然片一方のほうにりっぱなものができておりますが、こういうことを御存じであります

すか。

○海原政府委員 この点につきましての御質問があるところをあらかじめ御連絡いただきまして、この美保基地につきましては、先生御存じのように、昔からいろいろといわく因縁がございます。当初はF86Fのために滑走路を拡張する、あるいは中津にもっと大きなものを出すと、いろいろな経緯がございました。現在ただいまにおきましては、先ほど防衛局長から御説明ありましたような状況でございます。こういう過去がございますので、おそらくこういう基地の者といましては、いろいろな感じは持っていると思います。それがいま御指摘の夢の美保空港ということになってあらわれたのだと思います。現実のものではない証拠に、夢ということばが私はつけられたものと思います。

○武部委員 まさに夢でしょう。夢でもいいが、現実にその基地の司令は——いまの千八百の滑走路、その中の千五百でもC46は十分に離着陸できるんですよ。にもかかわらず、千メートルの滑走路を、それも民間のです、自分のC46を飛ばすためにつくったのじゃないのです、民間の飛行機が離着する、将来の地元の発展のためにという注釈をつけているのです。現実にはいま美保の空港に発着する飛行機は、YS11六十人乗り、これもオーケーです。それからフレンドシップ、オーケー。それからバイカウント六十人乗りが、美保空港には離着陸できておるのです。それを、いまの民間航空には全然関係がないし、ましてや基地の司令が、自分の所管であるC46が自由に離着陸できるのに、なぜこんなものをつくって、一体何の理由で千メートルも滑走路を延ばすのですか。自分の権限で、自分の研究でこういうことをしたというところを基地司令は言っていますよ。しかし、見た者は一体どう思いますか。いままでそんなことをひとつもしない航空祭に、三万人も動員をかけて、そしてこんなものを見せて、将来の美保基地はかくかくになりますと、持っておる家主は、自

分に一つも影響がないのに、貸しておるたな子の飛行機まで心配することはないのですよ。一千八百メートルを二千八百メートルまで滑走路を延長して、どうです、美保空港はこんなものだ、こういうことを出したときに、地元はどう思いますか。少なくとも三十一以降今日まで、何回か紛争が起きて、そして二回にわたって滑走路の延長は中止になっておるのですよ。そういう事実があるにもかかわらず、新しく赴任してきた一基地司令が、独断でこういうものを格納庫の中で大々的に宣伝をしてやったということに対して、地元の人から非常に不満が起きているのです。この間、大出君が地元の者を連れて防衛庁に行ったら、それはまことにけしからぬ、注意をしておくというのだったそうですが、現実には注意されなかったか。

○海原政府委員 まずお断わりしたいと思いますが、それは、あくまで航空祭、お祭りでございます。そのほか、いろいろな出品をいたすわけでございます。しかも、問題の展示物は、あくまで夢のというところで出しておりますので、その辺のところ、いろいろ見方によりましては、いまの先生のような御疑問も出るかと思いますが、つくったものは善意でございますが、善意が必ずしもそのとおり客観的に認識されるとは限らないのでありまして、今後は十分に注意するようにということ、私も関係者相戒めております。

○武部委員 最後になりますが、これはあまりいい効果をあげていないのですよ。むしろ、防衛庁がやっぱりこういうことを考えておる、地元の空気がいかによってはいくつでもやってやるぞ、こういうことが防衛庁の中にあるのではないかという疑心暗鬼をやはりもたらしたのです。私も、基地司令に会って聞きました。聞きました。やはり自分ばかりっぱなものである——あなた、どこからこの土を持ってくるのだという話までしたのです。が、かつてこんな膨大なものを埋め立てて、ましてこの中には、さっきから言うように、新産業都市としていま埋め立ても始まっております。干拓事業も起きておる。もし、かりに滑走路を千

メートル延長したら、水流が変わってたいへんなことになるのですよ。そういう問題も漁業組合の中に起きている。にもかかわらず、一基地司令が独断でこんなものを三万人の人に見せて、将来の美保空港はかくかくだ、地元の産業の発展のためには、基地はこれだけなくてはならぬ——山陰の飛行場はほかに四つあるのですよ。ここばかり延ばしたら、ほかの飛行場はどう言いますか。鳥取、隠岐、出雲、米子、四つあるのですよ。将来の発展のためにいつてこだけ延ばしたら、米子、鳥取、出雲、隠岐はおきますよ。そういうことを全然考えないで、ただ自分の独断で、基地はかくあるべきだというふうな、地元で非常に紛争のある問題について、一基地司令が何の権限もないのにこういうふうなことをやることは、大きな行き過ぎだと私は思う。ぜひそういう行き過ぎについては、ひとつ十分戒めてもらいたい、そういう点を要望して、私の質問を終わります。

○関谷委員長 木原実君。

○木原(実)委員 私は、実は防衛庁長官並びにきょう御出席の政府委員各位には初めて質問を申し上げるわけであります。たくさん質問したいところがあるわけでございますけれども、本会議の時間も迫っておりますので、時間がございませぬ。そこで、問題を一、二にしばりまして御質問申し上げます。

これは先ほど同僚の武部委員からも御質問があり、それに対する長官の御答弁もございました。これは、一つは治安出動の問題でございます。これは長官の御答弁にもございましたけれども、われわれにとりましては、どうも治安出動に関連しての自衛隊のあり方、こういう問題はきわめて重要な問題であるかと思っております。長官は、何とか自衛隊はお役に立ちたいのだ、そのために訓練をしておるのだ、こう申し上げておりましたけれども、訓練の内容のこともさることながら、治安出動というものは、文字どおり国民を敵にするわけでありまして、私どもが何としても許せないので、この一点でございませぬ。なるほど警察予備隊創設以来の伝

統はあろうかと思っておりますけれども、しかしながら、国民を敵にする訓練を公然とやっているという軍隊は、おそらく世界各国の軍隊の中でも、特定の植民地国等の軍隊を除いてはいないはずであります。そのことに関連いたしまして長官にお伺いしたいわけでありませぬけれども、それから、治安出動を必要とするような、あなたの方の言う、いわゆる間接侵略とは何か。いままでもいろいろ議論がございましたけれども、昨年の六月でございまして、長官が所属いたしております自由民主党で出した「わが国の安全保障に関する中間報告」というのがございませぬ。この中で、きわめて明確にそういうことが指摘をされておる。この中間報告によりますと、安保条約の体制の中で、さしあたって近隣の諸国がいわば軍事的侵略をしてくるおそれは比較的少ない、こういう分析の上に立ちまわって、いわゆる間接侵略による危険性が実在をしておるのだ、こういう前提に立ちまして、実はこういうことが書いてあるわけでございます。第一にあげねばならないのは、わが国の政治的秩序と伝統的國家観を破壊しようとする「革命工作」である。この脅威は主として、国外の政治勢力によって指導された「反帝・反米運動」である。これらの世界革命戦略の上では、日本は「解放」が中心課題とされており、すでに強力な統一戦線工作を推進する行動に移っている。嚴重な警戒を要するものに、北朝鮮政権からの破壊的、革命的な工作がある。とくにわが国に多数存在している北朝鮮系学校は、わが国において反日教育、革命教育を実施し、このままでは将来わが国に重大な脅威となる。以下こういう一連のことばが連ねてあるわけでありませぬけれども、これはきわめて危険な思想であると思っております。私は、同じ党の出身である長官の見解をこの場で正式に承っておきたいと思うわけでありませぬけれども、この文章の中にあるような間接侵略の危機というものは、一体ほんとうに実在をしておるのかどうか、あるいはまた、この文章の中では、明確に北朝鮮ということばが使われております。これは

朝鮮民主主義人民共和国のことであろうと思ひますが、これは先日の当委員会におきましての長官のおことばによりますと、防衛庁は仮想敵国はつくらない、ただし侵略者だ、こういうことばで統一をしるという指示を長官はなさったと思ひますけれども、さてそうなりますと、あなたの所属されておる自由民主党は、明確に仮想敵国——間接侵略者としての仮想敵国あるいは脅威をこういうところに求めておるわけであります。一体こういうことを長官は承認をされて、自由民主党から選ばれて長官におなりになったか、見解をひとつ明らかにしていただきたい。

●増田国務大臣 私は御指摘の文章等は存じております。しかしながら、木原先生の御所属の社会党もそうでございますように、まだ党議というものがなくなっていません。あなたのほうで、たとえば防衛通の方がある特定の意見を持たれたけれども、社会党の党議になつていないことは御承知のとおりでございます。そこで自民党の党議にまだまだないのでございます。まして、あとは外交調査会というほうにも私は所属いたしておりますが、そこで盛んに研究しておる過程でございます。でございますから、一つの機関がそういう文章を出した、その文章を出すにつきましては、一生懸命勉強して、良心的に勉強した結果を出したものだと思ひますけれども、自民党の党議ということにはなつていないことを、木原先生も政党员でございますから、御了解があつてしかるべきものと思ひます。

それから、現実には間接侵略の危険があるかどうかということにつきましては、私は必ずしもそういうことは考えておりませんが、しかし、自衛隊というものは、いついかなる場合におきまして、外部からの武力行使という直接侵略、それから外部と連絡をとつた内部における内乱等その他緊急事態というものに備えるものが自衛隊でございます。まして、各国どこでも、国内の内乱、暴動等に備えておる軍隊はないというお話でございますが、そういうことはございません。どこの国でも、た

とえば日本の昔の陸軍、海軍、空軍が存在したときでも、地方長官が師団長に出動を要請するという場合が、明瞭に規定してございます。そういう軍というものが各国にはございますし、日本は自衛隊でございますが、治安出動のことにつきましては、それぞれに要請があれば、フランス軍隊ならば、フランス国内の暴動等に出動いたしました。そういふふうに出動した場合には、同胞を敵とする、このことばは、これは大ざっぱな公式論でございます。当たらないのでございます。たとえば人殺しをした日本人を警察官は敵としてはいけないといったようなことは、非常に当たらないのでございます。人殺しを、警察官は一般国民を守るためにこれを対象として捕縛し、あるいは法によつて監禁し、審問し、処罰するということ、警察官に課せられた使命でございます。その補助者として、あくまで第七十八条というものは、警察力の足りないときの補助者として補助活動をする、こういう範囲で訓練しておるのでございます。それから、そういう訓練をしておるということがわかれば、一般民衆も、民衆保護の警察官の補助者にも自衛隊はなつてくれるのだなあ、感謝にたえない、こういう気持ちになると私は思ひます。

●木原(実)委員 長官、これは大事な問題でございます。警察のお話はございましたが、たとえば話というものは、なるほど真実を語るかもしれないけれども、しかし何も語らないと同じことなんです。昔の軍隊には私もおりました。しかし、かつての軍隊も、治安出動のための訓練をやつたという記録はそうないのです。たとえば米騒動のときに、なるほど軍隊は出ました。震災のときに軍隊は出ました。けれども、これらのことも、必ずしもいい結果を生んでいないという反省が、昔の日本の軍隊にさへあつたわけなんです。しかも自衛隊の中でも根本的な問題の一つは、公然と間接侵略という問題を設定をして国内に敵を求め、これはどう考えましても、あなたのおっしゃるいわゆる善意の警察力の補助だとか、こういうことでは

済まない要素があるわけなんです。ですから、われわれは自衛隊の問題を論ずるときには、どうしてもその点にはひつかかるわけなんです。しかも、この隊員については厳重な罰則があるのは、御承知のとおりであります。たとえば親、兄弟が相手になつたときでも、自衛隊員がこの命令を拒否したときは、五年以下の懲役ですか、こういう拘束力によつて隊員が縛られておる。こういう形は——きよはもう治安出動の問題を論ずるのは本旨ではありませんが、あまり申し上げませんけれども、この点については、これからの自衛隊のあり方の問題としてくれぐれも考えてもらいたいと思ひます。これは今までも議論がありましたし、それからまた、これからのいろいろな機会に具体的な問題に就いて論じなければならぬ問題であると思ひますので、この辺で私はこの議論は一応しめます。

それからもう一つ、そのことと関連するかどうかはわかりませんが、同じく同僚の武部委員から若干質問がありまして、自衛隊の情報活動で、先ほど若干の説明がございました。防衛局長さんのお話では、中央に調査隊ですか、それと資料隊というのがある、こういうわけですが、一体防衛庁あるいは自衛隊——防衛庁でありまして、それがやつておる情報活動の機構というものは、どういうことになつておるのですか。

●島田(豊)政府委員 中央の機構といたしましては、内部部局に防衛局の二課がございまして、これが情報の収集、整理に当たつております。それから統合幕僚会議事務局にございまして、第二室から海上の情報関係の部局にございまして、それから陸海空の各幕僚部におきましては、それぞれ陸上幕僚部は第二部と申しておりますが、あとは調査部あるいは防衛部、こういうところで情報の収集、整理を担当いたしております。なお、各自衛隊が、それぞれ陸上自衛隊につきましては、先ほど申し上げましたように、調査隊あるいは資料隊、この系統の部隊がございまして、それから海空につきましても、これは人数はそうたいしたこ

とはございませぬけれども、各級司令部のところにおきまして、情報収集の要員を若干ずつ置いておる。これが大体の機構でございます。

●木原(実)委員 教育機関で調査学校というのがあるのでございませぬか。

●島田(豊)政府委員 陸上自衛隊調査学校がございまして、ここで教育をいたしておる内容は、一つは語学の問題でございます。外国に留学をいたしました者が、事前にそこである語学を習得する。それからもう一つは、ただいまの情報要員をそこで教育をする。情報活動につきましてもいろいろ知識、要領、こういうものについて教育をするというところが、調査学校でございます。

●木原(実)委員 情報活動の範囲でございますけれども、いろいろ聞くわけでありまして、この情報活動の対象あるいは範囲、そういうものについてひとつ説明できれば……

●島田(豊)政府委員 これは先ほど長官からお話しございましたように、間接侵略その他の緊急事態におきまして、治安行動が要請をせられた、治安出動命令が発せられたというような場合におきまして、自衛隊としましては、十分警察と密接な協力を保ちまして、情報についての連絡をやり、それに基きまして自衛隊としてのいろいろな行動の計画を立てる、こういう必要があるわけでございます。まして、それに備へまして、平素から治安関係機関とは随時あるいは定期的に情報の交換をやつておるわけでございますが、わが自衛隊といたしましては、直接外部に対しまして情報を収集するといふ、そういう体制になつておらないわけでございます。先ほどの調査隊の場合におきましても、一つは機密保全に必要な調査をやるわけでございますし、いま一つは、外部からの直接の侵略がありまして、場合に必要最小限の調査をやるというふうなことでございまして、一般の治安関係が収集しておりますような治安全体に關しますような情報収集活動は、もちろんできないわけでございます。そういう資料は、主として治安関係の機関からわれわれのほうはちやう

はございません。

○木原(実)委員 南ベトナムについてはいかがですか。

○島田(豊)政府委員 南ベトナムにつきましては、四十一年の八月に内局から一人と、それから陸幕一人、空幕一人、合計三名が軍事事情の視察に行った事実がございます。

○木原(実)委員 それはどこまでも軍事上の視察ということで、これはアメリカ軍に同行したわけですね。

○島田(豊)政府委員 アメリカ軍に同行したと申しますか、結局視察でございますので、いろいろアメリカ軍が案内役をしてくれたことは、おそらくあり得ることでございます。ですから、そういうことはあったと思います。

○木原(実)委員 そこで、情報活動の限界についてもお尋ねをしておきたいわけでありまけれども、国際的な関係と同時に、先ほどの治安出動の問題と関連をするわけでありまけれども、国内的な調査の問題です。これもいままでの御答弁の筋からいいますと、防衛庁が独自に調査をするということとはほとんどない、こういうことですが、そういうふうな了解してよろしゅうございませうか。

○島田(豊)政府委員 先ほど申しましたように、調査隊が自衛隊を外部から防衛する、あるいは秘密を保全するというふうな目的のために必要な調査活動はやっておりますが、それ以外に一般的な情報を収集するというふうなことはございません。ただ、基地問題等が起こりました場合に、その基地問題につきましての正確な認識を持つという意味で基地周辺についてのいろいろな情報を集めるということ、これはあると思います。それしかし、直接というよりも、むしろ治安機関から情報をいただくということが主体になるだろうと思います。

○木原(実)委員 最後に、情報活動の対象として、気象あるいは地誌関係、そういうことから始まりまして、政治、経済、あるいは社会状態、そういう

うものまで調査の対象になさっておると思うわけでありまけれども、それがやはりどうも行き過ぎますと、かなり立ち入った分析をする、あるいはまた立ち入りつたり介入をする、こういう側面も起こりがちであります。そうなりますと、私どもとしましては、冒頭の問題に戻るわけでありまけれども、防衛庁自身があるいは自衛隊内部の隊員の調査その他もするといふ面もありましようけれども、外部に向かって独特な情報活動をやる、あるいはまた関係方面と連携をしながらやる、こういうことになりますると、必要であるといばえそれまでですけれども、ある意味では治安出動を前提にした、あるいは治安維持ということを前提にした、つまり自衛隊という軍隊が一般社会の中に介入をするということ、避けられないわけでありまします。その点をおそれるわけでありまして、もう時間がまいりましたから締めくくりにしたいと思いますけれども、ひとつ長官のお話を承っております。いまのほど公式にはいままでお聞きしたとおりであります。残念ながらわれわれもそれ以上突っ込んで公の場で追及をし、あるいは調査をする資料を持っておりません。しかしながら、とかくの話がこちらには流れておる。疑わしい動きもあるわけでありまします。したがって、これらの問題については若干の問題を留保いたしますけれども、ひとつ情報活動のあり方について長官の明確なお答えをいただきまして、きょうのところは終わりにさせていただきますと思います。

○増田(国務大臣) 国内における調査活動でございますが、自衛隊として必要な限度にとどむべきことは御指摘のとおりでございます。厳重にその範囲を越えないように監督してまいりたいと思っております。

それから国外における調査活動でございますが、主として外務省員としての自衛官の、昔のことばで言えばアタッシュでございますが、これはその国の軍事情勢を主として調査しておるわけでございます。あとは経済、政治等の情勢は外交官自身がなさいますし、また通産省からも出ておりますし、大蔵省からも出ておまして、その国にどれだけのクレジットを与えてよからうとか、その国とどれくらい通商をやつてよからうとか、そういうようなことは、そちらの方面から調査はいたしておるのでございまして、私が防衛庁長官になりまして以来、外国に駐在しておる自衛官の身分を兼ねた主として外交官でございますが、その調査活動というものは、ろくなものはないと思っております。ろくなものはないと言つと、駐在している連中がおこるかもしれないが、やっぱり大蔵省出身の者が向こうの駐在国の財政能力を調査する、通産省出身の方もおりますから経済能力を調査するというわけで、自衛官という身分を兼ねた外交官が経済、財政、政治その他万般のことは、ほとんど調査ができていないという状態でございます。私は、それでいいんじゃないか。結局総合的には、各官庁から外交官が出ていておりますから、それらのものをやっぱり防衛庁にも情報を送つてもらひまして、そうして外国の情勢を知るといふことの責任と義務とがわれわれにあると思ひますが、いまのところ、よその国における情報活動というものは、ろくにいたしていない状態でございます。

○木原(実)委員 それでは時間がまいりましたので、次会に持ち越したいと思ひますけれども、どうぞその方面では、防衛庁の皆さんにお願いをしておきますけれども、あんまり必要以上に使命感をお持ちにならないようにお願いをいたしておきたいと思ひます。

○関谷(委員長) 次会は、明五日午後零時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十五分散会

昭和四十二年七月十日印刷

昭和四十二年七月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局